



# 新・大阪府地震防災アクションプラン 進捗管理（PDCA）シート

【ミッションⅠ】 巨大地震や大津波から府民の命を守り、被害を軽減するための、事前予防対策と逃げる対策

- ① 概ね計画どおりに進んでいる
- ② 計画通りに進んでいない
- ③ 新型コロナウイルス対応により影響を受けたアクション

シ ス テ ム	No. ■ 重点	アクション名	内 容（新APより抜粋）	令和2年度の目標		令和2年度の実績		進捗 評価	担当部局	令和3年度の取組み		分 類
					取組み指標		取組み指標				取組み指標	
I	9	防災農地の登録促進	○地震発生時に、避難地を確保するため、防災上の役割が期待できる農地について、市町村と連携し、「防災農地」の登録を促進する。	○引き続き農空間保全委員会(概ね15回/年 開催予定)を活用し、防災農地の登録制度を促進させる ○各市の危機管理部局に対して説明(概ね8市/年)を行い、制度導入を働きかける	左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価	大阪市、枚方市において登録制度の策定を行った。	取組み実績は左記のとおり	①	環境農林水産部	○各市の危機管理部局に対して説明(概ね8市/年)を行い、制度導入を働きかける	左記の取組みの達成状況をR3年度末に評価	Ⅳ
I	10	府有建築物の耐震化の推進	○地震発生時に、府有建築物の被害を軽減し、府民・利用者の安全と府庁業務の継続性を確保するため、「住宅建築物耐震10か年戦略・大阪（大阪府耐震改修促進計画H28～R7）」において示す耐震化への取組みの基本的な考え方を踏まえ、「新・府有建築物耐震化実施方針」をH28.8月に策定し、耐震化対策を実施する。  □府有建築物では、外装材等の脱落、破損の被害があり、業務継続は可能であったものの、発災直後は、施設運営に混乱が生じた施設があったため、「新・府有建築物耐震化実施方針」に基づき、構造体の耐震安全性の確保はもとより、天井、外装材等の2次構造部材の耐震化を推進する。	②府営住宅 「大阪府営住宅ストック活用事業計画」に基づき耐震化を推進（耐震改修事業、建替事業等） ③その他の一般建築物 ・「府有建築物耐震化事業計画」により個別の進捗管理を行い、耐震化を推進  ・特定天井部において、施設所管課及び施設管理者と課題を共有し、特定天井の耐震化の促進を図る。 ・未対策施設（17施設、23箇所）の施設所管課に対し、R1年度にとりまとめた計画を提示する。	左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価	②府営住宅 「大阪府営住宅ストック活用事業計画」に基づき耐震化を推進（耐震改修事業、建替事業等） ③その他の一般建築物 ・「府有建築物耐震化事業計画」により個別の進捗管理を行い、耐震化を推進  府有建築物全体 95.7%(R1:94.4%) R2目標：95%以上 R7目標：概ね解消	①	全部局	「新・府有建築物耐震化実施方針」に基づき耐震化を推進  ②府営住宅 「大阪府営住宅ストック活用事業計画」に基づき耐震化を推進（耐震改修事業、建替事業等） ③その他の一般建築物 「府有建築物耐震化事業計画」により個別の進捗管理を行い、耐震化を推進  ・特定天井部において、施設所管課及び施設管理者と課題を共有し、特定天井の耐震化の促進を図る。	左記の取組みの達成状況をR3年度末に評価	Ⅲ	
I	11	学校の耐震化（府立学校、市町村立学校、私立学校）	○地震発生時に、児童・生徒の安全確保と学校の建物被害を軽減するため、「大阪府住宅・建築物耐震10か年戦略プラン（H18～27）」に基づき、耐震化対策を実施中であり、H27年度までに、府立学校（高等学校、支援学校）については、耐震化率100%をめざした。 □また、H28年度以降については、「住宅建築物耐震10か年戦略・大阪（大阪府耐震改修促進計画H28～R7）」に基づき、以下の取組みを進める。 □市町村立学校(小中学校等)については、R2年度までに耐震化が完了するよう、市町村教育委員会に対して、耐震化の完了を働きかける。 □私立学校については、R2年度までに、耐震化率が95%以上となるよう、学校設置者（学校法人等）に対して耐震化を働きかける。 □吊り天井等、2次構造部材の耐震化については、府立学校において、H30年度完了に向け、計画的改修に努めるとともに、市町村立学校、私立学校についても改修を働きかける。 □地震によるブロック塀の倒壊で死亡事故が発生し、ブロック塀の安全性が問われることとなったため、調査の結果を踏まえ、不適合のあったブロック塀について優先順位付けを行い、順次撤去等を行う。  □地震・台風によりほぼすべての府立学校で被害が発生した。今後、起こりうる大規模災害に備え、府立学校の安全点検について、学校職員による日常の点検に 加え、建築基準法第12条に基づき、設計事務所等に委託して、点検を実施しているが、今後、今回の被災状況を踏まえた調査内容を追加し、点検を行うことなどについて検討していく。また、より速やかな業務実施に向け、専門家との連携を検討する。  □被害の中には、施設の老朽化が原因の一つと考えられるものがあつたため、府立学校の老朽化対策について、令和元年度に「府立学校施設の長寿命化に関する方針」を策定予定としており、方針の策定にあたっては、この度の地震・台風による被災状況等をふまえ、検討していく。	(市町村立学校) ○市町村立学校（小中学校等）について、市町村教育委員会に対して、耐震化の完了に向けての働きかけ（私立学校） ○H30年度までとなっていた私立学校耐震化緊急対策事業補助金制度を2年間延長し、耐震化率の向上を加速させることで、学校生活における児童・生徒の安全・安心を確保する。【予算額 292,972千円】  ・引き続き府立学校における前年度より繰越したカテゴリ①の4校の改修を完了させるとともに、カテゴリ②および③の25校の撤去改修を実施予定。  ・一般社団法人大阪府建築士事務所協会と、R1年度に締結した「災害時における府立学校に関する被害状況調査・設計等業務に係る協定」に基づき、協力事務所と連絡体制の整備に努める。  ・R1年度に策定した「府立学校施設の長寿命化に関する方針」を踏まえた「実施計画」（R3年度からの5年間）の策定を行う予定。	左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価	(市町村立学校) ○市町村立学校（小中学校等）について、市町村教育委員会に対して、耐震化の完了に向けての働きかけを実施（私立学校） ○私立学校に対して、耐震化率の向上に向けての働きかけを実施  ・府立学校における前年度より繰越したカテゴリ①の4校および、カテゴリ②、③の25校の撤去改修を実施した。  ・一般社団法人大阪府建築士事務所協会と、R1年度に締結した「災害時における府立学校に関する被害状況調査・設計等業務に係る協定」に基づき、協力事務所との連絡体制の整備に努めた。  ・R1年度に策定した「府立学校施設の長寿命化に関する方針」を踏まえた「実施計画」（R3年度からの5年間）を策定した。	取組み実績は左記のとおり	①	建設部  教育庁	(市町村立学校) ○市町村立学校（小中学校等）について、市町村教育委員会に対して、耐震化の完了に向けての働きかけ（私立学校） ○令和2年度までとなっていた私立学校耐震化緊急対策事業補助金制度について、執行残額を令和3年度に繰り越し、府内私立学校施設の耐震化の早期実現に向けた支援を実施することで、学校生活における児童・生徒の安全・安心を確保する。【予算額 135,230千円】  ・府立学校におけるブロック塀のうち、カテゴリ④の20校の撤去改修を実施する予定。  ・一般社団法人大阪府建築士事務所協会と、R1年度に締結した「災害時における府立学校に関する被害状況調査・設計等業務に係る協定」に基づき、協力事務所と連絡体制の整備に努める。  ・R2年度に策定した「府立学校施設の長寿命化に関する方針」を踏まえた「実施計画」（R3年度からの5年間）に基づき、府立学校施設長寿命化事業を実施する予定。	左記の取組みの達成状況をR3年度末に評価	Ⅲ
I	12	病院・社会福祉施設の耐震化	○地震発生時に、入院患者や入所者の安全を確保し、病院・社会福祉施設等の建物被害を軽減するため、「住宅建築物耐震10か年戦略・大阪（大阪府耐震改修促進計画H28～R7）」に基づき、耐震化対策を進め、補助制度のさらなる活用を図る等、建物所有者に耐震化を働きかける。  □一部の老朽化した病院の施設一部破損等により、医療提供に支障が生じたことから、国庫補助制度の周知や活用を図りながら、病院の耐震化促進に向けた取組みを支援する。	国補助制度の周知や活用を図りながら、病院、社会福祉施設の耐震化の促進を図る。	左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価	○4病院に対して補助金を交付し耐震改修工事を実施している。  ○社会福祉施設 86.9%（平成31年3月31日時点） ・令和2年3月31日時点における国調査については、国が取りまとめをおこなっているところ	耐震化率の向上（R1 68.3%、→R2 69.6%）  社会福祉施設の取組み実績は左記のとおり	①	福祉部  建設部	国補助制度の周知や活用を図りながら、病院、社会福祉施設の耐震化の促進を図る。	左記の取組みの達成状況をR3年度末に評価	Ⅲ
I	13	民間住宅・建築物等の耐震化の促進	○地震発生時に、民間住宅・建築物の被害等を軽減するため、「住宅建築物耐震10か年戦略・大阪（大阪府耐震改修促進計画H28～R7）」に基づき、耐震改修に加え、建替え、除却、住替え等さまざまな取組みにより木造住宅、分譲マンション及び多数の者が利用する建築物等の耐震化を建物所有者等に働きかける。 ○また、民間住宅・建築物の所有者が耐震化の重要性を理解し、取組みが進められるよう、確実な普及啓発を進める。 ○大阪府北部を震源とする地震の被害状況や国における耐震診断義務化建築物の目標設定、また、南海トラフ巨大地震の発生確率が引き上げられた切迫した状況を踏まえ、更なる耐震化の取組みについて、H30年7月に大阪府耐震改修促進計画審議会へ諮問し、以降審議している。 ○審議会からの答申を踏まえ、「住宅建築物耐震10か年戦略・大阪」を改定し、新たな目標及び推進方策を位置づけ、更なる耐震化の促進に取り組んでいく。  ・北部地震では、5万棟を超える住宅の被害が発生した。危険な住宅・建築物を着実に減らすため、更なる耐震化の促進のための取組みを進めていく。 <空き家対策> ・北部地震など度重なる災害による被害を受けて、周辺に危険を及ぼす恐れのある状態まで一気に悪化した空き家が生じた。 ・所有者への迅速な連絡など、対応する市町村の課題が明らかになり、災害時の空き家対策の強化が求められる。 ・災害時の空き家対策の強化を図るため、災害時の業務円滑化に向けた対応方策や事例等をまとめた技術的助言を策定し、市町村に対する支援を行うとともに、相談窓口の周知等、意識啓発の取組みを進めていく。（参考）「空き家総合戦略-大阪2019」	○住宅 ①木造住宅の耐震化 ・市町村及び事業者等と連携し、リフォームの機会を捉えた普及啓発を進める。 ②分譲マンションの耐震化 ・市町と連携し、管理組合に対してダイレクトメールや個別訪問等により耐震化を働きかけるとともに、セミナー等の開催により、耐震化の重要性について普及啓発を行う。 ・市町に対して補助制度の創設及び補助率の拡充を働きかける。  ○耐震診断が義務付けられた大規模建築物補助制度・税制の優遇・他府県の改修事例等を説明し、所有者への働きかけを行う。  <空き家対策> ・市町村向けマニュアルを活用し、市町村における災害時の業務円滑化の取組みを促進していくとともに、民間団体等と連携して、意識啓発セミナーの開催支援や空き家・住まいの相談窓口の周知に引き続き取り組んでいく。	左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価	住宅 ○住宅 ①木造住宅の耐震化 ・市町村及び民間事業者（まちまる事業者等）と連携し、耐震性が不足する木造戸建住宅に対し、個別訪問やDM等により確実な普及啓発を行った(約19万戸)。また、リフォームとあわせて耐震改修の啓発チラシを作成し、リフォーム事業者への啓発を行った。 ②分譲マンションの耐震化 ・市町と連携し、管理組合に対してダイレクトメールや個別訪問等により耐震化を働きかけを行った。また、コロナの影響を鑑み、セミナー等の開催ではなく、鉄道事業者と連携し、耐震化のパンフレットを駅構内に配架し、普及啓発を行った。 ・市町に対して補助制度の創設及び補助率の拡充を働きかけた。  ○耐震診断が義務付けられた大規模建築物補助制度・税制の優遇・他府県の改修事例等の資料を所有者へ送付した。  <空き家対策> 市町村が空き家所有者向けに「自然災害への備え」をテーマとしたセミナーを開催する際に、講師を派遣できるような体制整備を行った。 また、市町村の窓口や空き家所有者向けの各種セミナー等において「空き家・住まいの相談窓口」のパンフレットを配布するほか、府Facebookに記事を掲載するなど、相談窓口の周知に努めた。	取組み実績は左記のとおり	①	建設部  建設部	○住宅 ①木造住宅の耐震化 ・市町村及び事業者等と連携し、リフォームの機会を捉えた普及啓発を進める。 ②分譲マンションの耐震化 ・市町と連携し、管理組合に対してダイレクトメールや個別訪問等により耐震化を働きかけるとともに、セミナー等の開催により、耐震化の重要性について普及啓発を行う。 ・市町に対して補助制度の創設及び補助率の拡充を働きかける。  ○耐震診断が義務付けられた大規模建築物補助制度・税制の優遇・他府県の改修事例等を説明し、所有者への働きかけを行う。  <空き家対策> ・市町村向けマニュアルを活用し、市町村における災害時の業務円滑化の取組みを促進していくとともに、民間団体等と連携して、意識啓発セミナーの開催支援や空き家・住まいの相談窓口の周知に引き続き取り組んでいく。	左記の取組みの達成状況をR3年度末に評価	Ⅲ



# 新・大阪府地震防災アクションプラン 進捗管理 (PDCA) シート

【ミッション I】 巨大地震や大津波から府民の命を守り、被害を軽減するための、事前予防対策と逃げる対策

- ① 概ね計画どおりに進んでいる
- ② 計画通りに進んでいない
- ③ 新型コロナウイルス対応により影響を受けたアクション

シ シ シ ン	No. ■ 関 重点	アクション名	内 容 (新APより抜粋)	令和2年度の目標	取組み指標	令和2年度の実績	取組み指標	進捗 評価	担当部局	令和3年度の取組み	取組み指標	分 類
I	14	民間ブロック塀等の安全対策	<p>○ブロック塀所有者等に対して、建築基準法の規定の遵守の周知徹底などにより、耐震化について普及啓発する。</p> <p>○民間のブロック塀等の所有者に除却費用の補助を行う市町村に対し、期限を設けて緊急に補助 (H30・R1) を行い、危険なブロック塀等の除却を促進する。</p> <p>○既存の危険なブロック塀や新設するブロック塀等に対して、建築基準法に基づく指導等を行う。</p> <p>□北部地震では、ブロック塀等の転倒や倒壊が多数発生し、死傷者が出た。ブロック塀等の危険性や安全対策等について、所有者等への確実な普及啓発の強化や、所有者の負担軽減等への支援策、行政等の指導等により、総合的な安全対策を強力に進めていく。</p>	<p>・市町村と連携し、民間の危険なブロック塀等の所有者に対し、普及啓発を行うとともに、令和3年度まで延長した除却補助制度により、早急に安全対策を行う。</p> <p>・引き続き、改善されていないブロック塀については、危険性を考慮の上、優先順位付けを行い、市町村と連携し改善されていない塀に対しては勧告等も視野に指導を強化する。</p> <p>・新設するブロック塀について、リーフレットで安全確保の周知・啓発を行った。</p>	左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価	<p>・民間の危険なブロック塀等の所有者に対し、市町村と連携し、個別訪問等により安全対策の普及啓発を行った。</p> <p>・危険性ありと判断した220件に対して、所有者等に対し改善指導を2回実施 (6月、1月) した結果、93件の改善済</p> <p>・新設するブロック塀について、リーフレットで安全確保の周知・啓発を行った。</p>	取組み実績は左記のとおり	①	<p>建設部</p> <p>建設部</p>	<p>・市町村と連携し、民間の危険なブロック塀等の所有者に対し、普及啓発を行うとともに、R3年度まで延長した除却補助制度により、安全対策を推進する。</p> <p>・引き続き、改善されていないブロック塀については、危険性を考慮の上優先順位付けを行い、市町村と連携し改善されていない塀に対しては勧告等も視野に指導を強化する。</p> <p>・引き続き新設するブロック塀について、リーフレットで安全確保の周知・啓発を行っていく。</p>	左記の取組みの達成状況をR3年度末に評価	I
I	15	住宅の液状化対策の促進	<p>○地震発生時に、液状化による建物被害を軽減するため、大阪府建築士会、大阪府建築士事務所協会に府民相談窓口を設置している。</p>	引き続き、大阪府建築士会、大阪府建築士事務所協会、大阪建築防災センターに設置した相談窓口において、相談を実施	左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価	<p>・大阪府建築士会、大阪府建築士事務所協会、大阪建築防災センターに設置した相談窓口において、相談を実施</p>	取組実績は左記のとおり	①	危機管理室 建設部	引き続き、大阪府建築士会、大阪府建築士事務所協会、大阪建築防災センターに設置した相談窓口において、相談を実施	左記の取組みの達成状況をR3年度末に評価	IV
I	16	的確な避難勧告等の判断・伝達支援	<p>○河川氾濫、土砂災害、高潮や津波が想定される市町村において、的確な避難勧告等の判断及び住民への情報伝達を行うためのマニュアルの策定・充実が図られるよう、情報提供を行うなど、市町村の取組みを支援する。</p> <p>□大阪府北部を震源とする地震など、度重なる災害により各市町村では、マニュアル等に基づき避難勧告、指示を行った。その際の課題や問題点について検証を行い、必要に応じマニュアルの改訂を行う。</p> <p>□各市町村の防災担当者に対する各種の防災気象情報を適切に理解・活用し、適切なタイミングでの体制強化、避難に関する判断を行うなど防災対応力の向上を図る。</p>	<p>令和元年台風19号を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について (報告) の内容を踏まえ、市町村と協議し、台風期までに高潮避難の避難情報発令マニュアルを策定する。</p> <p>想定最大規模の台風や降雨における浸水想定に対して、市町村において作成が必要となる避難計画およびハザードマップの作成改定の支援を行う。想定最大の高潮に対しては対象市町と重直避難の在り方を協議し、必要に応じて津波避難ビル等の活用と確保の検討を働きかけ</p> <p>高潮浸水想定においてわかりやすいハザードマップの作成について市町村支援を行う。</p>	左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価	<p>令和元年台風19号を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について (報告) の内容を踏まえ、「住民避難の考え方周知のチラシ」を作成し、避難情報発令マニュアルに関する説明会を行った。</p> <p>高潮浸水想定においてわかりやすいハザードマップの作成について市町村支援を行った。</p>	取組実績は左記のとおり	①	危機管理室	<p>災害対策基本法の改正を踏まえ、新たな避難情報の発令基準マニュアル策定の市町村支援を行う。</p> <p>引き続き、わかりやすいハザードマップの作成について市町村支援を行う。</p>	左記の取組みの達成状況をR3年度末に評価	IV
I	17	地震・津波ハザードマップ等の作成 (改訂) 支援・活用	<p>○地震発生時に起こりうる建物倒壊、火災延焼や津波等の危険性について、住民が正確な知識・情報を持ち、的確な避難行動につながるよう、市町村に対して、各種災害に対応するハザードマップの作成・改訂を働きかける。</p> <p>○地震・津波ハザードマップを活用した防災訓練の実施を働きかける。</p> <p>○地震・津波ハザードマップを活用した府民の防災意識向上や住宅の耐震化意欲等の向上を図る。</p> <p>□西日本豪雨では、岡山県倉敷市の真備町において、洪水ハザードマップが策定されているにもかかわらず、これを知らない住民に被害が出るなど、ハザードマップ周知の重要性が再認識された。市町村に対して、各種災害に対応するハザードマップの作成・改訂及びそれを活用した避難訓練の実施について、更なる働きかけを行う。</p>	<p>・防災講演や防災イベント等において継続的にハザードマップの有効性を伝え、府民の適切な避難行動につながるよう働きかける。</p> <p>・令和元年台風19号を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について (報告) の内容を踏まえ、わかりやすいハザードマップの作成を市町村に働きかける。</p>	<p>コロナ禍を配慮し、様々な媒体を活用して働きかける。</p> <p>全43市町村 (市町村会議にて実施済)</p>	<p>・防災講演の動画、防災ツイッター、府政だより等において、継続的にハザードマップの有効性を伝え、府民の適切な避難行動につながるよう働きかけた。</p> <p>・「令和元年台風19号を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について (報告)」の内容を踏まえ、住民一人一人が地域における水害・土砂災害に関するリスクを確認するため、ハザードマップを各戸に配布等するよう市町村に働きかけた。</p>	全43市町村 (市町村会議にて実施済)	①	<p>危機管理室</p> <p>建設部</p> <p>危機管理室</p> <p>建設部</p>	<p>・様々な啓発ツールを用い、継続的にハザードマップの有効性を伝え、府民の適切な避難行動につながるよう働きかける。</p>	左記の取組みの達成状況をR3年度末に評価	IV
I	18	堤外地の事業所の津波避難対策の促進	<p>○津波発生時に、堤外地にある事業所関係者が迅速に避難できるよう、津波により浸水が想定される事業所等に対し、津波避難計画の作成や避難訓練の実施を働きかける。</p>	津波避難計画に基づく訓練の実施を働きかける	左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価	<p>沿岸市町に対し、堤外地を含んだ総合防災訓練の実施を働きかけた結果、高石市、岸和田市の2市で訓練実施した。</p>	堤外地の事業者を含む津波避難訓練を実施	①	大阪港湾局	津波避難計画に基づく訓練の実施を働きかける。	堤外地の事業者を含む津波避難訓練を実施	IV
I	19	沿岸漁村地域における防災対策	<p>○地震発生時に、沿岸漁村地域における人的被害や火災被害を軽減するため、集中取組期間中に、住民が広域避難を行うための一時避難地となる広場等や耐震性防火水槽を整備するとともに、一時避難地を活用した避難訓練の実施を継続して働きかける。</p>	一時避難地を活用した火災時や津波の伴わない地震時の避難訓練等の実施を引き続き働きかける	左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により訓練の実施を見送った。</p> <p>※大阪府地震津波災害対策訓練に伴う泉佐野市の水防用防潮門扉の閉鎖訓練において、泉佐野市等の関係機関と連携し、閉鎖訓練に係る周知案内看板の設置等の事前調整を行った。</p>	取組み実績は左記のとおり	③	環境農林水産部	コロナ対策を踏まえた、一時避難地を活用した避難訓練の実施を継続して働きかける。	左記の取組みの達成状況をR3年度末に評価	II
I	20	船舶の津波対策の推進	<p>○港内に停泊中の船舶等の津波被害の軽減を図るため、集中取組期間中に船舶の動揺シミュレーションの結果等を踏まえ、船舶の港外避難や避難できなかった場合の係留強化の手順などを関係機関とともに検討することで、民間事業者に対しこれらをとりとまとめた対応マニュアル策定を支援する。また、関係機関と連携した訓練に参画する。</p>	年1回の関係機関と連携した訓練に参画する。	年1回の訓練に参画	年1回の関係機関と連携した訓練に参画した。	年1回の訓練に参画	①	危機管理室 大阪港湾局	年1回の関係機関と連携した訓練に参画する。	年1回の訓練に参画	IV

# 新・大阪府地震防災アクションプラン 進捗管理 (PDCA) シート

【ミッション I】 巨大地震や大津波から府民の命を守り、被害を軽減するための、事前予防対策と逃げる対策

- ① 概ね計画どおりに進んでいる
- ② 計画通りに進んでいない
- ③ 新型コロナウイルス対応により影響を受けたアクション

No. ■は重点	アクション名	内容 (新APより抜粋)	令和2年度の目標	取組み指標	令和2年度の実績		進捗評価	担当部局	令和3年度の取組み		分類
					取組み指標	取組み指標			取組み指標	取組み指標	
I 21	石油コンビナート防災対策の促進	<p>○「大阪府石油コンビナート等防災計画」に基づき、ハード・ソフト対策が進むよう、事業者への働きかけ・必要な支援を行う。</p> <p>&lt;ハード対策例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□油類流出抑制のための緊急遮断弁の設置</li> <li>□危険物タンクの津波による移動抑制のための管理油高 (下限) の見直し</li> <li>□泡消火薬剤の計画的な備蓄 など</li> </ul> <p>&lt;ソフト対策例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□津波避難計画の作成・見直し</li> <li>□防災訓練の充実</li> <li>□津波避難情報の提供 など</li> </ul> <p>□被災した特定事業者から、被害の報告が得られなかったため、連絡体制の再度の周知徹底を図る。</p> <p>□大阪府石油コンビナート等防災計画に、台風の高潮、強風による災害について、情報収集、応急活動の具体的方法を定めていなかったため、地域防災計画に基づく対応とも連携した情報収集、応急活動等を行う。</p>	<p>○特定事業者による対策計画の進捗管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期対策計画に基づき、特定事業者の防災対策として、緊急遮断弁の設置及びその代替措置、重要施設等の浸水対策、安全に係る企業活動の再点検などの取組みを促進する。</li> <li>・第2期対策計画の実績をとりまとめるとともに、第3期対策計画の実施計画書を作りまとめ公表。</li> <li>○津波避難に関する啓発</li> <li>・特定事業者以外の事業者が津波避難計画を作成できるよう、津波避難に関する啓発資料の作成・送付等を行う。</li> <li>○高潮浸水想定に関する情報収集と特定事業者への情報提供を行う。</li> <li>○泡消火薬剤の計画的な更新に取り組み。</li> <li>○高石大橋のアクセス情報提供に係る周知・広報の実施</li> <li>○関係機関、特定事業者と連携した訓練の実施</li> </ul> <p>○大阪港湾局設置や特別防災区域の指定解除 (岬地区) 等を踏まえ、大阪府石油コンビナート等防災計画を修正する。</p>	左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価	<p>○特定事業者による対策計画の進捗管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期対策計画 (H30-R2) に基づき、特定事業者の防災対策として、緊急遮断弁の設置及びその代替措置、重要施設等の浸水対策、安全に係る企業活動の再点検などの取組みを促進した。</li> <li>・第2期対策計画 (R元年度対策分) の実績をとりまとめ公表した。</li> <li>・第3期対策計画 (R3-R5) の進め方を取りまとめ、実施計画書の作成依頼、とりまとめを行った。</li> <li>○津波避難に関する啓発</li> <li>・事業者向けアンケートを避難計画の作成状況 (既作成と未作成) に分けて実施 (啓発資料同封)。既作成事業者には、備蓄等の充実、未作成事業者等には、津波への備え (軽易な計画策定) を促す内容とした。</li> <li>○高潮想定に関する情報提供を特定事業者へ行った。</li> <li>○泡消火剤を2.4kL購入した。</li> <li>○高石大橋のアクセス情報提供システムの運営管理と、システムの周知、広報を行った。</li> <li>○関係機関、特定事業者と連携し防災訓練の計画を作成し、各機関と初動対応の確認を行った。</li> <li>○岬地区の指定解除、大阪港湾局の設置や特定事業所の災害対策の進展を踏まえた大阪府石油コンビナート等防災計画修正案を作成した。</li> </ul>	左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価	①	危機管理室	<p>○特定事業者による対策計画の進捗管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期対策計画 (H30-R2) の実績をとりまとめるとともに、第3期対策計画 (R3-R5) の実施計画書を作りまとめ公表する。</li> <li>・第3期対策計画に基づき、緊急遮断弁の設置及びその代替措置、重要施設等の浸水対策、津波避難計画の見直しなどの取組みを促進する。</li> <li>○津波避難に関する啓発</li> <li>・特定事業者以外の事業者が津波避難計画を作成できるよう、津波避難に関する啓発資料の作成・送付等を行う。</li> <li>○泡消火薬剤の計画的な更新に取り組み。</li> <li>○高石大橋のアクセス情報提供に係る周知・広報の実施</li> <li>○関係機関、特定事業者と連携した防災訓練の実施</li> </ul> <p>○地域防災計画に基づく対応とも連携した情報収集、応急活動等の整理し、大阪府石油コンビナート等防災計画を修正する。</p>	左記の取組みの達成状況をR3年度末に評価	IV
I 22	地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援	<p>○地域防災力の向上に向け、自主防災組織のリーダー育成研修等を市町村と連携して、津波浸水想定区域にある、すべての自主防災組織のリーダーが研修を受講する機会を設ける他、地域の自主防災組織の中核となる人材の育成に努める。</p> <p>○先行取組みとして、H26年度からの3年間で、沿岸市町が行う自主防災組織への災害時避難用資機材の配備を支援する。</p> <p>□自主防災組織による避難所運営の仕組みが未整備であったため、市職員が長期にわたり運営に従事したことから、他の災害対応業務要員が不足する事態が生じた。また、高齢化により、従来のような「共助」の仕組みが機能しないことが考えられる。避難所運営など共助の取組みを推進するため、企業、NPO、ボランティアや消防団、自主防災組織等との連携促進を図る。</p>	<p>①市町村との共催により自主防災組織リーダー育成研修を8カ所実施し、新たな人材を増やす取組みや実践的な内容を盛り込むなど、充実を図り、リーダーの育成を支援する。</p> <p>②引き続き、多様な支援の担い手との関係構築に取り組み。</p>	左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価	<p>①例年8会場で開催していた自主防災組織リーダー育成研修は、コロナ禍のため、地域(ブロック)毎での開催判断により、北河内1地域のみで開催となった。</p> <p>※北河内ブロックでの研修動画と講義テキストを府ホームページに掲載し府下市町村に周知を行った。</p> <p>②新たな担い手の確保に向け、多様な支援の担い手と防災訓練等を実施予定であったが、新型コロナウイルスの影響により中止した。</p>	①受講者36名 ②実績なし	①	危機管理室	<p>①市町村との共催により自主防災組織リーダー育成研修を府内8カ所実施し、自主防災組織の中核を担う人材の育成及び資質向上を図ることを目的に、リーダーの育成を支援する。</p>	①左記の取組みの達成状況をR3年度末に評価	II
I 23	地域防災力強化に向けた消防団の活動強化	<p>○消防団が、災害時の避難誘導、救助活動等の役割を一層果たせるよう、先行取組みとして、平成26年度からの3年間で、消防団の救急救助等のための装備の整備補助等により、地域防災力の強化につながる消防団組織の活動強化を支援する。また、平成29年度以降は、地域防災基金を活用して大阪府消防大会に出場する消防団の訓練資機材整備補助を行い、消防団活動を支援する。</p> <p>○あわせて、地域防災力の強化に向けた先行取組みとして、府立消防学校における中堅幹部団員の教育訓練内容の改訂に取り組みしており、平成26年度に試行実施、平成27年度から本格実施する。</p> <p>○また、全ての市町村で消防団と住民・自主防災組織が連携した地域防災訓練が行われるように働きかける。</p>	<p>①地域防災基金の活用による消防団訓練活動の充実</p> <p>②消防学校における教育訓練の実施</p> <p>③消防団と住民・自主防災組織が連携した地域防災訓練の継続的実施に向けた働きかけ</p>	左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価	<p>①全国消防操法大会出場団体に対し、消防団訓練活動の充実を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により大会が中止された。</p> <p>②消防学校における教育訓練を実施した。</p> <p>③消防団と住民・自主防災組織が連携した地域防災訓練が各市町村で実施された。</p>	取組実績は左記のとおり	①	危機管理室	<p>①地域防災基金の活用による消防団訓練活動の充実</p> <p>②消防学校における教育訓練の実施</p> <p>③消防団と住民・自主防災組織が連携した地域防災訓練の継続的実施に向けた働きかけ</p> <p>④消防団の充実強化に向けた新たな取組み</p>	左記の取組みの達成状況をR3年度末に評価	IV
I 24	地域防災力強化に向けた女性消防団員の活動支援	<p>○消防団において、今後より大きな役割が期待される女性消防団員の活動支援に向け、H27年度からの3年間 (集中取組期間中) に、女性が扱いやすい資機材の整備補助や救命処置等の能力向上のための講習等を実施する。</p> <p>○また、H29年度以降は、地域防災基金を活用して全国女性消防操法大会に出場する女性消防団員の訓練資機材整備補助を行い、その活動を支援する。</p>	<p>①女性消防団の新設や女性消防団員研修会を行い、女性消防団員の活性化を図る。</p> <p>②地域防災基金や消防庁のモデル事業の活用などによる女性消防団員の訓練活動の充実</p>	左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価	<p>①女性消防団員研修会での取組みを通じて、府内市町村において女性消防団員を初めて所属した消防団がある、女性団員が各種活動を行うようになったなど女性団員の増加・活性化を図った。</p> <p>②阪南市消防団において、女性消防団員の確保等に積極的に取り組まれた結果、7名の女性団員が新たに加入 (総務大臣感謝状贈呈)</p>	女性消防団員：H31.4.1 245人⇒R2.4.1 261人 (対前年比：+16人)	①	危機管理室	<p>①女性消防団連絡会議等を開催し、女性消防団員の活性化</p> <p>②消防庁の事業活用などによる訓練活動の充実</p>	左記の取組みの達成状況をR3年度末に評価	III
I 25	地域防災力の強化に向けた消防団に対する府民理解・連携促進	<p>○消防団に対する府民理解を促進するため、H27年度からの3年間 (集中取組期間中) に、消防団活動のPR (映像制作やポスター・コンクール) 等の普及啓発・理解促進事業を実施するとともに、市町村と連携して消防団への加入促進を働きかける。</p>	<p>①消防団活動への府民理解の促進</p> <p>②市町村に対する消防団員の加入促進実態調査を実施。</p> <p>・府内消防団員約10,000人を維持</p>	左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価	<p>①消防庁発行のポスター・リーフレット等の掲示等による府民への理解促進を図った。</p> <p>②市町村に対する消防団員加入促進に係る消防庁重点取組事項アンケートを実施した。</p> <p>・府内消防団員約10,000人を維持。</p>	○府内消防団員10,000人を維持 10,340人 (R2.4.1)	①	危機管理室	<p>①消防団活動への府民理解の促進</p> <p>②市町村に対する消防団員の確保及び処遇改善に向けた働きかけ</p>	左記の取組みの達成状況をR3年度末に評価	III
I 26	地域防災力強化に向けた水防団組織の活動強化	<p>○風水害への対応をはじめ、地域の防災に大きな役割を果たしている水防団が津波等の水防活動を円滑に行えるよう、資機材の充実を図るなど、水防団組織の活動強化を支援するとともに、市町村と連携して、加入促進を働きかける。</p> <p>○また、全ての水防団で住民・自主防災組織と連携の下、地域防災訓練が行われるように働きかける。</p>	<p>・水防団等と連携した津波防衛施設等の閉鎖訓練・操作確認等の実施</p>	左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価	<p>・水防団等と連携し防潮扉点検操作訓練を実施</p>	取組実績は左記のとおり	①	都市整備部	<p>・水防団等と連携した津波防衛施設等の閉鎖訓練・操作確認等の実施</p>	左記の取組みの達成状況をR3年度末に評価	IV
I 27	津波防衛施設の閉鎖体制の充実	<p>○津波による浸水を防ぐとともに、津波防衛施設 (水門・陸閘等) の操作に従事する現場操作員の安全を確保するため、沿岸市町と連携した訓練の実施により、操作の確実性・迅速性の向上を図り、あわせて操作・退避ルールが実態に即したのものとなっているか検証を行う等、津波防衛施設の閉鎖体制の充実を図る。</p>	<p>市町村と連携した訓練の実施及び操作・退避ルールの充実</p>	左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価	<p>市町村と連携した訓練を実施し操作体制の見直しを行った。</p>	取組実績は左記のとおり	①	都市整備部 大阪港湾局	<p>市町村と連携した訓練の実施及び操作・退避ルールの充実</p>	左記の取組みの達成状況をR3年度末に評価	II



# 新・大阪府地震防災アクションプラン 進捗管理（PDCA）シート

【ミッションⅠ】 巨大地震や大津波から府民の命を守り、被害を軽減するための、事前予防対策と逃げる対策

- ① 概ね計画どおりに進んでいる
- ② 計画通りに進んでいない
- ③ 新型コロナウイルス対応により影響を受けたアクション

シ リ ャ ブ	No. ■ 内 容 重 点	アクション名	内 容（新APより抜粋）	令和2年度の目標		令和2年度の実績		進捗 評価	担当部署	令和3年度の取組み		分 類										
				取組み目標		取組み目標				取組み目標												
I	28	学校における防災教育の徹底と避難体制の確保	<p>○児童・生徒が自ら命を守る行動をとることができるよう、先行取組みとして、「学校における防災教育の手引き」を改訂し、府立学校及び市町村立学校において、発達段階に応じた総合的な防災教育の実施及び充実に努めている。</p> <p>○引き続き、集中取組期間中に、府立学校において地域の実態に応じた、様々な自然災害を想定した実践的な避難訓練及び防災教育を実施するとともに、市町村立学校についても、市町村教育委員会に実施を働きかける。</p> <p>○とりわけ、津波浸水想定区域にある府立学校においては、各校が策定した「津波発生時対応シミュレーション」を活用し、避難訓練を実施するとともに、同地域内の市町立学校についても該当市町教育委員会に実施を働きかける。</p> <p>○私立学校については、府の取組みを積極的に情報提供し、私学の自主性を活かした防災教育の取組みの徹底を働きかける。</p> <p>○大規模な災害の発生時に府立学校において、一定期間、避難所運営の協力を可能な限り行うことが想定されるため、各市町村の危機管理部と連携して作成した大規模災害時初期対応マニュアルについて、定期的に見直し、改善を図る。</p> <p>○大規模災害時初期対応マニュアルについては、各学校において、今後も、各市町村の危機管理部と連携し、マニュアルを定期的に見直し、その内容の改善を図る。</p> <p>□今回の地震で、交通途絶により登校できなかった児童生徒に対する安否確認について、電話等がつながりにくかったこともあり、すべてを確認するのに夕方までかかったケースもあった。安否確認や情報伝達にSNS等を活用するなど、災害時に有効に利用できる連絡方法について研究していく。</p>	<p>○全府立学校において地域の実態に応じた避難訓練の実施及び市町村立学校、私立学校において避難訓練の実施等の防災教育の取組みの徹底</p> <p>○私立学校については、引き続き、私学の自主性を活かした防災教育の取組みの徹底を働きかける。</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価</p>	<p>○府立学校及び市町村立学校における訓練を実施した。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th colspan="2">令和2年度 訓練実績（実績／対象）</th> </tr> <tr> <th>府立</th> <th>198/198</th> </tr> <tr> <td>小学校 （義務教育学校前期課程含む）</td> <td>597/598</td> </tr> <tr> <td>中学校 （義務教育学校後期課程含む）</td> <td>283/285</td> </tr> <tr> <td>高等学校</td> <td>4 / 4</td> </tr> </table> <p>○府立学校については、各学校で予定される災害を確認し、災害ごとの二次避難場所・経路・方法を記載した「避難確保計画」を策定するとともに、国事業を活用し、NPO日本防災士会大阪府支部に記載内容の確認を依頼した。</p> <p>○私立学校については、私立学校長会等で私学の自主性を活かした防災教育の取組みの徹底について働きかけた。</p>	令和2年度 訓練実績（実績／対象）		府立	198/198	小学校 （義務教育学校前期課程含む）	597/598	中学校 （義務教育学校後期課程含む）	283/285	高等学校	4 / 4	<p>取組実績は左記のとおり</p>	①	教育庁	<p>○全府立学校において地域の実態に応じた避難訓練の実施及び市町村立学校、私立学校において避難訓練の実施等の防災教育の取組みの徹底</p> <p>○私立学校については、引き続き、私学の自主性を活かした防災教育の取組みの徹底を働きかける。</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR3年度末に評価</p>	I
令和2年度 訓練実績（実績／対象）																						
府立	198/198																					
小学校 （義務教育学校前期課程含む）	597/598																					
中学校 （義務教育学校後期課程含む）	283/285																					
高等学校	4 / 4																					
I	29	府民の防災意識の啓発	<p>○府民の防災意識の向上を図るため、地震発生時に府民一人ひとりが自ら命を守る行動「自助」をとるとともに、自身の安全を確保の上で地域での「共助」による防災活動が取りめるよう、熊本地震の教訓なども加え、防災に関する講習会や府のホームページ等により広報を充実する。</p> <p>○また、府民の自助・共助の取組みを促進するため、効果的な方策を検討する。</p> <p>・府民の防災意識は高まってきているが、災害への備えなど、行動に結びついていないため、繰り返し継続した啓発活動の実施。</p>	<p>①防災講演会を実施する。</p> <p>②府のホームページ等の広報内容の点検・充実を図る。</p> <p>③包括連携協定企業等と連携した啓発活動を実施する。</p> <p>④平常時から「防災ツイッター」による啓発を実施する。</p> <p>⑤防災学習教材等の充実を図る。</p> <p>⑥ツイッターなどのSNSを活用した防災啓発を（再掲）、一斉帰宅抑制の啓発動画のPRを実施する。</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価</p>	<p>①防災講演会を実施した。また、今年度はコロナ禍ということもあり、動画を作成し配信を行った。</p> <p>②府のホームページ等の広報内容の点検・充実を図った。</p> <p>③包括連携協定企業等と連携した啓発活動を実施した。</p> <p>④平常時から「防災ツイッター」により啓発を実施した。</p> <p>⑤防災学習教材等の充実を図った。</p> <p>⑥ツイッターなどのSNSを活用した防災啓発を、一斉帰宅抑制の動画のPRを実施した。</p>	<p>①21回</p> <p>③4社、4回（⑥を除く）</p> <p>④105回</p> <p>⑤DVD 41団体 89本</p> <p>⑥2経済団体 29企業</p>	①	危機管理室  危機管理室	<p>①防災講演会を実施する。防災啓発の動画を必要に応じて更新し、引き続き配信を行う。</p> <p>②府のホームページ等の広報内容の点検・充実を図る。</p> <p>③包括連携協定企業等と連携した啓発活動を実施する。</p> <p>④平常時から「防災ツイッター」による啓発を実施する。</p> <p>⑤防災学習教材等の充実を図る。</p> <p>⑥ツイッターなどのSNSを活用した防災啓発を、一斉帰宅抑制の啓発動画のPRを実施する。</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR3年度末に評価</p>	II										
I	30	津波・高潮ステーションの利活用	<p>○津波・高潮災害に関する府民への普及啓発拠点として整備した「津波・高潮ステーション」を活用し、府民の防災意識の向上を図るため、関係機関と連携したイベントの開催、民間等と連携したコンテンツの充実を図る等、災害への備えについてさらに普及啓発に取り組む。</p>	<p>①関係機関と連携した小中学校への普及啓発の取組の充実</p> <p>②民間等と連携したコンテンツの充実や広報活動の実施</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価</p>	<p>①河川環境学習を実施(1回)</p> <p>ぼう祭のついで実施予定だったが、コロナ対策により中止</p> <p>府下浸水地域小中学校への来館PR資料の送付</p> <p>②新聞、教科書、ケーブルテレビ、FMラジオ等で津波・高潮ステーションの紹介</p>	<p>取組み実績は左記のとおり</p>	①	都市整備部	<p>①関係機関と連携した小中学校への普及啓発の取組の充実</p> <p>②民間等と連携したコンテンツの充実や広報活動の実施</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR3年度末に評価</p>	II										
I	31	防災情報の収集・伝達機能の充実	<p>○地震発生時に、防災情報を迅速かつ的確に収集し、初期段階における応急対策を適切に行うため、大阪府防災情報システムを運用するとともに、機能の充実を図っていく。</p> <p>○あわせて、おおさか防災ネットを活用するとともに、SNS等の府民からの情報の活用方策を検討する等、情報収集手段の多重化に取り組むことにより、防災情報の収集・伝達体制の充実を図る。</p> <p>□南海トラフ地震では通話ができないことも想定され、SNS等のツールを利用して情報収集することが大切である。また、「おおさか防災ネット」は災害に関するあらゆる情報が網羅されており、実際に府民の方が欲しい情報を探してもなかなか見つけることができないとの声があった。災害時の行政間、住民等への情報発信方法の検討や見せ方の改善を行う。</p>	<p>○大阪北部を震源とする地震、台風第21号などの災害や府内市町村からの意見を踏まえ、R4年度にリニューアルする次期防災情報システムの構築を行う。</p> <p>○R4年度の次期防災情報システムのリニューアルに向け、SNS等を活用した情報収集ツールのテスト検証を検討する。</p> <p>○状況に応じ、おおさか防災ネットのポータルサイトの画面を見やすくするため、改善を行う。</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価</p>	<p>○大阪北部を震源とする地震、台風第21号などの災害や府内市町村からの意見を踏まえ、R4年度にリニューアルする次期防災情報システムの構築を開始した。</p> <p>○R4年度の次期防災情報システムのリニューアルに向け、SNS等を活用した情報収集ツールのテスト検証を検討した。</p> <p>○おおさか防災ネットのポータルサイトの画面を見やすくするため、一部改善を行った。</p>	<p>取組み実績は左記のとおり</p>	①	危機管理室  危機管理室	<p>○大阪北部を震源とする地震、台風第21号などの災害や府内市町村からの意見を踏まえ、R4年度にリニューアルする次期防災情報システムの構築を行う。</p> <p>○R4年度の次期防災情報システムのリニューアルに向け、SNS等を活用した情報収集ツールのテスト検証を引き続き検討する。</p> <p>○状況に応じ、おおさか防災ネットのポータルサイトの画面を見やすくするため、改善を行う。</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR3年度末に評価</p>	II										
I	32	メディアとの連携強化	<p>○地震発生時に、防災情報を迅速かつ的確に収集し、府民に正確に伝えるため、関西のライフライン事業者、地方公共団体、報道機関、有識者等により構成されている「かんさい生活情報ネットワーク」のさらなる活用を図るとともに、Lアラートとの連携強化等により、メディアとの連携体制の充実強化を図る。</p>	<p>○国における「今後のLアラートの在り方検討会」の報告を踏まえ、引き続きLアラートの地図化や、ライフライン事業者（電力や鉄道分野等）によるLアラート発信について、検討を行う。</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価</p>	<p>○国における「今後のLアラートの在り方検討会」の報告を踏まえ、Lアラート情報の発信について、検討を行った。</p>	<p>取組み実績は左記のとおり</p>	①	危機管理室	<p>○国における「今後のLアラートの在り方検討会」の報告を踏まえ、引き続きLアラートの地図化や、ライフライン事業者（電力や鉄道分野等）によるLアラート発信について、検討を行う。</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR3年度末に評価</p>	II										
I	33	ライフライン事業者等との連携推進	<p>□平成30年台風第21号では、暴風雨による飛来物や電柱等の倒壊により府内広域に停電が発生した。電力事業者のHPシステム障害や、コールセンターに電話が繋がらず、停電に関する情報提供が停止状態となり、住民から市町村へ停電の問い合わせが集中し本来の台風対応に支障が生じた。自治体に対する情報提供の在り方について、電力事業者と協議を進める。</p>	<p>・訓練を通じて関西電力エリアとの情報共有体制の検証を行うとともに、府災害等応急対策実施要領等への位置づけの検討を実施。</p> <p>・府内市町村および府管理施設について、停電時の優先復旧施設案を整理し関西電力と協議し、復旧施設リストおよび優先順位の案を作成する。</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価</p>	<p>・訓練を通じて関西電力エリアとの情報共有体制の検証を行うとともに、府災害等応急対策実施要領等への位置づけの検討を行い、復旧施設リストを作成した。</p>	<p>取組み実績は左記のとおり</p>	①	危機管理室 都市整備部	<p>R2年度にて対策完了</p>		II										
I	34	津波防災情報システムの整備・運用による津波情報の確実・迅速な伝達	<p>○地震発生時に、津波から迅速に避難することができるよう、港湾、漁港、河川の親水緑地など、不特定多数が利用するエリアを対象に、津波情報伝達施設（スピーカー）をH28年度中に整備し、沿岸市町における確実・迅速な津波情報の伝達につなげる。</p>	<p>津波情報の伝達が確実・迅速に行われるよう、定期点検を実施するなど、適切な運用を図る。</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価</p>	<p>津波情報の伝達が確実・迅速に行われるよう、定期点検を実施</p>	<p>取組み実績は左記のとおり</p>	①	環境農林水産部 都市整備部 大阪港湾局	<p>津波情報の伝達が確実・迅速に行われるよう、定期点検を実施するなど、適切な運用を図る。</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価</p>	II										
I	35	大阪880万人訓練の充実	<p>○地震発生時に、府民等が津波を含め、さまざまな自然災害から迅速に「逃げる」ことで命を守ることができるよう、「大阪880万人訓練（災害伝達訓練）」の実施とその検証を毎年行い、検証結果を踏まえて、訓練のさらなる充実を図り、的確な避難行動につなげる。</p> <p>□別年、訓練に参加した割合が2割程度であり、一人でも多く参加してもらえよう取組みを行う。</p>	<p>①自ら命を守る行動を反射的かつ確実に行えるよう訓練を繰り返し実施。</p> <p>②事前登録数及び認知率・訓練参加率の向上。</p> <p>③参加者拡大を図るため、企業、学校、自主防災組織への呼び掛けや、府民への広報など、新たな取組みを展開する。</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価</p>	<p>①9月4日午前9時30分に実施</p> <p>②SNS（防災ツイッター等）による参加、訓練成果の投稿呼びかけ</p> <p>・事前登録数の増加（127→190団体）</p> <p>・訓練前後で293件のつぶやき、1,748件のツイートを確認</p> <p>・参加団体の訓練後のレビューをホームページに掲載</p> <p>③新型コロナウイルス感染症対策をポスター・チラシに明記（マスク、体温計等の非常持出品としての準備）等の啓発を実施</p>	<p>取組み実績は左記のとおり</p>	①	危機管理室  危機管理室	<p>①コロナ禍における感染症対策を意識した訓練の継続</p> <p>②SNS等を活用したさらなる訓練参加への呼びかけの促進</p> <p>③訓練の円滑な実施のため、広報媒体を効果的に活用した事前周知の徹底</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR3年度末に評価</p>	II										

# 新・大阪府地震防災アクションプラン 進捗管理（PDCA）シート

【ミッション I】 巨大地震や大津波から府民の命を守り、被害を軽減するための、事前予防対策と逃げる対策

- ① 概ね計画どおりに進んでいる
- ② 計画通りに進んでいない
- ③ 新型コロナウイルス対応により影響を受けたアクション

シ リ ャ ブ	No. ■ 関 連 重 点	アクション名	内 容（新APより抜粋）	令和2年度の目標	取組み指標	令和2年度の実績		進捗 評価	担当部局	令和3年度の取組み		分 類
						取組み指標	取組み指標			取組み指標	取組み指標	
I	36	「逃げる」防災訓練等の充実	○地震発生時に、府民等が津波を含め、さまざまな自然災害から迅速に「逃げる」ことで命を守ることができるよう、国・市町村や防災関係機関等と連携し、防災訓練や防災イベントを充実し、府民の防災意識の向上を図る。  □大阪府北部を震源とする地震では、名簿情報の提供について、避難行動要支援者の同意が得られていない、また、市町と避難支援等関係者との間で安否確認の認識に相違があり、確認に時間を要した。避難行動要支援者名簿の更新と活用にかかる取組みを推進する。 □個別計画の策定も含め、避難行動要支援者の支援体制を確立する。	①近畿府県及び国と連携した総合訓練の実施 ②市町村や防災関係機関等と連携した訓練の実施 ③市町村や防災関係機関等と協力した各種防災イベントの実施	①年3回以上 ②年2回以上 ③左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価	①令和2年度 大和川水防・大阪府地域防災総合演習については新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったが、訓練シナリオの検証や会議などを通じ関係機関との連携を強化。 ※令和2年度近畿府県合同防災訓練緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練についてはWe b 会議による図上訓練を実施。  ②令和2年度 大和川水防・大阪府地域防災総合演習については、①に記載のとおり。 ※令和2年度大阪府・北河内7市合同防災訓練についても新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったが、広域防災拠点備蓄物資の市町村との搬送訓練などにより市町村及び関係機関との連携を強化。 ③防災関係機関と協力した各種防災イベントを実施した。	③5回	危機管理室  都市整備部	①近畿府県及び国と連携した総合訓練の実施 ②市町村や防災関係機関等と連携した訓練の実施 ③市町村や防災関係機関等と協力した各種防災イベントの実施	①年3回以上 ②年2回以上 ③左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価	I	
I	37	「避難行動要支援者」支援の充実	○地域の高齢者、障がい者等の避難行動要支援者に対する情報伝達体制や避難支援・安否確認体制の整備が図られるよう、その方策を市町村とともに検討の上、全市町村において、「避難行動要支援者支援プラン」の策定及び避難行動要支援者名簿の作成が完了するよう支援する。 ○市町村における避難行動要支援者名簿の更新や活用を働きかけるとともに、個別計画の策定など避難行動要支援者の支援体制の確立が図られるよう支援する。  □大阪府北部を震源とする地震では、名簿情報の提供について、避難行動要支援者の同意が得られていない、また、市町と避難支援等関係者との間で安否確認の認識に相違があり、確認に時間を要した。避難行動要支援者名簿の更新と活用にかかる取組みを推進する。 □個別計画の策定も含め、避難行動要支援者の支援体制を確立する。	○全市町村において避難行動要支援者名簿の更新や活用が進むよう、事例紹介などを行う ○自主防災組織のリーダー育成研修の内容に避難行動要支援者支援等を取り入れる ○上記にあわせて市町村における個別計画策定を含めた避難行動要支援者支援体制構築のため、地域福祉推進モデル事業で得た事例の周知や福祉関係団体等への協力依頼、地域住民との連携によるケーススタディを行うなど支援。	左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価  左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価	○ 内閣府職員を招聘し、福祉部と連携して、市町村危機管理部署・福祉部局を対象とした研修を実施し、個別避難計画作成に係る全国的先進事例を交えて作成ノウハウや合意形成の方法などの解説をしていただいた。  ○ 市町村の中には、個別避難計画の策定に際し、避難行動要支援者の支援の担い手が不足しているとの声もあることから、担い手となる人材を増やすため、自主防災組織リーダー育成研修において、避難行動要支援者支援に関する項目を継続して採り上げ実施した。  ○ 災害対策基本法の改正により、個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされることになったため、都市整備部と連携して、市町村に対し、同法改正の内容等について説明を行った。	取組み実績は左記のとおり	危機管理室  福祉部  危機管理室 福祉部	○ 令和3年度の国の個別避難計画作成モデル事業を活用しながら、市町村における個別避難計画作成を支援していく。  ○ 令和3年度の国の個別避難計画作成モデル事業において、個別避難計画作成を支援する専門家派遣などを盛り込んだ市町村の提案を提出し、採択された市町村を支援していくなど、国モデル事業等を活用しながら、市町村における個別避難計画作成に向けた支援を推進していく。	左記の取組みの達成状況をR3年度末に評価  左記の取組みの達成状況をR3年度末に評価	IV	
I	38	医療施設の避難体制の確保	○地震等の大規模災害時に、入院患者や施設利用者等が、津波等から迅速かつ円滑に避難できるよう、津波等の被害を想定した災害対策マニュアルの作成と避難訓練の実施を医療施設に働きかける。特に、先進事例の紹介などにより、災害拠点病院のBCP策定をサポートする。 ○また、市町村からの報告、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）及び大阪府防災行政無線等を用いて、医療機関の被災状況や患者受け入れ情報を一元的に把握し、速やかに市町村など関係機関及び府民に提供するための情報収集・伝達体制の充実を図る。  □台風による停電が長期化したことから、医療施設の業務継続計画（BCP）の重要性が再認識された。国の手引書等の周知を図りながら、全病院でBCP策定や見直しが進むよう働きかけを行う。	大阪府北部を震源とする地震における一般病院に関する被害情報等を保健所等により代行入力を行う事例が多数あったことを踏まえ、昨年度の研修の実施につながったもの。今年度以降、引き続き一般病院においてもEMISの操作ができるよう、サポートしていく。  救急告示説明会や保健所の立ち入り調査時における説明、また、民間会社と共同でセミナーを通じてBCP策定の重要性を周知・啓発する。	左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価  左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価	EMISのシステム更改に伴い、資料を配布し入力方法の周知を行った。また、災害情報入力訓練を実施し、入力に関する知識の習得を図った。  救急告示病院説明会の代替措置として、府ホームページ上にBCP策定に関する資料を掲載し、重要性の周知を行った。	取組み実績は左記のとおり  BCP策定率の向上（R2 24.5%）	健康医療部  健康医療部	引き続き、災害情報入力訓練を定期的実施し、府内病院が災害発生時の迅速な災害情報が行えるよう、意識の醸成を図る。  救急告示説明会や保健所の立ち入り調査時における説明、また、民間会社と共同でセミナーを通じてBCP策定の重要性を周知・啓発する。	左記の取組みの達成状況をR3年度末に評価  左記の取組みの達成状況をR3年度末に評価	IV	
I	39	社会福祉施設の避難体制の確保	○社会福祉施設入所者や通所サービスの施設利用者が、津波から迅速かつ円滑に避難できるよう、津波被害を想定した災害対策マニュアルの作成と避難訓練の実施を津波浸水想定区域内の社会福祉施設及びサービス提供事業所に働きかける。 ○また、社会福祉施設が万一、被災した場合に、その入所者や利用者の処遇を確保できるよう、府社会福祉協議会マニュアルに基づき社会福祉施設間における連携が強化されるよう支援する。  □平成30年台風第21号による停電等の被害における社会福祉施設の利用者支援を確保するための方策に課題があった。施設の防災力強化のため、社会福祉施設間における連携強化を進めるとともに、BCP（事業継続計画）の策定等を進める。	津波被害を想定したマニュアル、施設間応援協定、BCPの策定等を含む災害対応について、社会福祉施設の集団指導等において啓発を実施する。 また、引き続き、高齢者施設における自家発電機等にかかる費用の一部補助実施を検討する。	左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価  左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価	津波被害を想定したマニュアル、施設間応援協定、BCPの策定等を含む災害対応について、社会福祉施設の集団指導等において啓発した。 高齢者施設における自家発電機等にかかる費用の一部補助を実施した。	取組み実績は左記のとおり	福祉部  福祉部	津波被害を想定したマニュアル、施設間応援協定、BCPの策定等を含む災害対応について、社会福祉施設の集団指導等において啓発を実施する。 また、引き続き、高齢者施設における自家発電機等にかかる費用の一部補助を実施する。	左記の取組みの達成状況をR3年度末に評価	IV	
I	40	在住外国人への情報発信充実	○地震発生時に、在住外国人の安全を確保するため、集中取組期間中に、在住外国人にわかりやすい各種ハザードマップや防災の手引き等の多言語化等の充実、在住外国人への配付や市町村ホームページでの掲載等を市町村に働きかける。  □大阪府北部を震源とする地震の際、在住外国人に対して、情報発信等を行ったが、十分に情報が伝わったかどうか不明であったため、関係機関が連携し、多言語による情報発信の実施体制を検討する。 □さらに外国人旅行者等に向けたプッシュ型の情報発信に関する効果的な手法等の検討を行う。 □災害時多言語ボランティアの拡充を図る。	○引き続き、避難レベルについて、英語と中国語に対応した配布用チラシにて在住外国人に周知を図るよう市町村に働きかけを行う。  ○ホームページを多言語対応するための自動翻訳機能サービスを引き続き契約を実施	左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価  左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価	○災害対策基本法の改正内容を踏まえた警戒レベルについて、英語と中国語に対応したチラシを作成し、市町村通知及びHPに掲載を行った。  ○ホームページを多言語対応するための自動翻訳サービスを引き続き契約	取組み実績は左記のとおり	危機管理室  府民文化部  危機管理室 府民文化部	○引き続き、避難レベルについて、英語と中国語に対応した配布用チラシにて在住外国人に周知を図るよう市町村に働きかけを行う。  ○ホームページを多言語対応するための自動翻訳サービスを引き続き契約	左記の取組みの達成状況をR3年度末に評価  左記の取組みの達成状況をR3年度末に評価	II	
I	41	外国人旅行者の安全確保	○地震発生時に、大阪に観光等で来訪している外国人がその安全を確保できるよう、集中取組期間中に、滞在外国人が地震発生時に身の安全を守る上で必要な、情報の提供や対応方法等について、市町村や関係団体とともに検討を行い、順次、対策を実施する。  □訪日外国人に対する情報提供に際し、国をはじめとする各関係機関との連携が図られず、必要とする情報が発信できなかったことから、関係機関と連携した多言語による情報発信の実施体制を検討する。 □関係機関が連携し、多言語による情報発信の実施体制を検討する。 □さらに外国人旅行者等に向けたプッシュ型の情報発信に関する効果的な手法等の検討する。	○「Osaka Safe Travels」の管理・運用を行うとともに、広く周知を図る。また、外国人が受診可能な医療機関の現在地からの位置情報をマップやGPSを活用して提供する機能を追加する。  ・外国人が受診可能な医療機関の現在地からの位置情報を、「Osaka Safe Travels」のマップやGPSを活用して提供する。また、広報フライヤーやステッカーを作成し、宿泊施設等において広く周知を図る。	左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価  左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価	○機能の追加については、新型コロナ対策に重点的に取組みを進めるため、今年度の実施を見送った。 ※公益財団法人大阪府国際交流財団に「Osaka Safe Travels」の管理・運用を委託し、台風接近に伴う注意喚起等の情報発信を行った。 ※「Osaka Safe Travels」を周知するため、留学生等の在住外国人や、宿泊・交通事業者等へ広報カードを配布した。  ・新型コロナ対策を重点的に取組みを進めるため、今年度の実施を見送った。	取組み実績は左記のとおり  取組み実績は左記のとおり	危機管理室 府民文化部  危機管理室 府民文化部	○新型コロナウイルス感染症に係る状況等を踏まえて、外国人の受診が可能な医療機関の位置情報の提供を行う。  ・「Osaka Safe Travels」の広報フライヤーや作成し、宿泊施設等において広く周知を図る。	左記の取組みの達成状況をR3年度末に評価  左記の取組みの達成状況をR3年度末に評価	II	
I	42	文化財所有者・管理者の防災意識の啓発	○文化財の所有者及び管理者の防災意識を啓発するため、文化財耐震診断や文化財保存活用計画の策定を働きかける。また、消火栓等の設置・改修や消火・避難訓練等の実施を働きかける。 ○また、地震発生時に人的被害を軽減するため、市町村及び文化財所有者に対して、地震発生時の情報伝達や避難誘導に取り組むよう働きかける。 ・文化財の中でも特に建造物の被害が多く見られ、耐震対策の重要性が改めて浮き彫りとなったため、耐震診断や対策の方法というハード面、適切な活用方法等のソフト面の両面から耐震対策を検討していく。	文化財の所有者等に、文化財耐震対策の実施、保存活用計画の策定、消火栓等の設置・改修、文化財防火デー等における消火・避難訓練等の実施について働きかけを行う。	左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価	文化財の所有者等に、文化財耐震対策の実施、保存活用計画の策定、消火栓等の設置・改修、文化財防火デー等における消火・避難訓練等の実施について働きかけを行った。国指定文化財の一部について防災設備の設置状況にかかる現地調査を行った。	取組み実績は左記のとおり	教育庁  教育庁	文化財の所有者等に、文化財耐震対策の実施、保存活用計画の策定、消火栓等の設置・改修、文化財防火デー等における消火・避難訓練等の実施について働きかけを行う。国指定文化財について防災設備の設置状況にかかる現地調査を予定。	左記の取組みの達成状況をR3年度末に評価	IV	



# 新・大阪府地震防災アクションプラン 進捗管理 (PDCA) シート

【ミッションII】 地震発生後、被災者の「命をつなぐ」ための、災害応急対策8686

① 概ね計画どおりに進んでいる  
② 計画通りに進んでいない  
③ 新型コロナウイルス対応により影響を受けたアクション

ミ ッ シ ョ ン	No. ■は 重点	アクション名	内 容 (新APより抜粋)	令和2年度の目標		令和2年度の実績		進捗 評価	担当部署	令和3年度の実績		分 類
				取組み指標	取組み実績	取組み指標	取組み実績					
II	43	災害医療体制の整備	<p>○厚生労働省通知及びH29内閣府訓練結果等を踏まえ、地震等の大規模災害時の本部体制を見直し、機能の充実・強化を図る。</p> <p>&lt;初期期&gt; 地震等の大規模災害時の医療救護活動において、適切な医療が提供できるようにするため、災害拠点病院(17箇所19病院)での傷病者の受入れ体制、災害現場での応急処置やトリアージを行うDMAT(日本DMAT隊48隊) 出動態勢の確保に万全を期す。</p> <p>&lt;中長期&gt; また、医療救護活動が初動から中長期に及ぶ場合においても、適切な医療が提供できるよう、他府県からの医療救護班の円滑な受入れ体制やコーディネート機能の整備・充実を図る。</p> <p>□府保健医療調整本部で活動する災害医療コーディネーターが不足しており、活動が長期化した場合のマンパワーの不足が生じたため、中長期の災害医療や、小児周産期・透析等の多分野での調整に対応できる災害医療コーディネーターの養成を行う。</p> <p>□あわせて地域の医療事情を熟知した災害医療コーディネーターの養成を行う。</p>	<p>①災害医療訓練を実施し、その結果を踏まえて、災害時の本部機能の充実・強化を含めた体制の整備を検討</p> <p>②災害時小児周産期リエンジニアや透析リエンジニア関係者など、幅広い分野から災害医療コーディネーターを引き続き選定</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価</p>	<p>今年度は新型コロナウイルス感染症対策を優先したことに伴い、対面での訓練実施を見送った。</p> <p>※府内各医療機関に対して、EMISシステム入力訓練を実施した。</p>	<p>取組み実績は左記のとおり</p>	③	健康医療部  健康医療部	<p>災害医療訓練を実施し、その結果を踏まえて、災害時の本部機能の充実・強化を含めた体制の整備を検討。</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR3年度末に評価</p>	II
II	44	SCU (広域搬送拠点臨時医療施設)の運営体制の充実・強化	<p>○地震等の大規模災害時に、傷病者を被災地外に航空機を使って搬送するなど、広域医療搬送機能を確保するため、八尾空港に既に整備したSCUにおいて、運営マニュアルの整備等により運営体制の確保を図る。</p> <p>○関西国際空港や大阪国際空港においても、訓練等を通じ、SCU設置場所を検討するとともに、体制整備を目指す。</p> <p>○また、空港ごとにSCU運営協議会を定期的に開催し、管理運営ルールを作成するなど、関係機関の連携体制の強化を図る。</p>	<p>○関西国際空港、大阪国際空港では関係者によるSCU運営協議会を開催し、管理運営ルールを作成するなど、実災害時の効果的な運営体制の整備を検討</p> <p>・常設型の八尾SCUにおける実災害に対応した運営マニュアルの整備等による運営体制の整備。また、定期的に訓練を実施し、その結果を踏まえて、運営マニュアルの見直し及び運営体制の充実を図る。必要な資機材の更新を行う。</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価</p>	<p>SCUの運営に必要な資機材の更新を行った。</p>	<p>資機材の更新を行い、災害発生時の活用にあたり充実化を図った。</p>	①	健康医療部	<p>・定期的に訓練を実施し、その結果を踏まえて、運営マニュアルの見直し及び運営体制の充実を図る。必要な資機材の更新を行う。</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR3年度末に評価</p>	II
II	45	医薬品、医療用資器材の確保	<p>○地震発生後に、安定して医薬品、医療用資器材を確保するため、既に、災害拠点病院では3日分の備蓄に、府薬剤師会及び府医薬品卸協同組合では7日分の流通備蓄を行っている。</p> <p>○引き続き、医療関係機関と協力し、必要品目と必要量について点検を行いながら、必要量を確保する。</p>	<p>備蓄品の品目、数量の点検と確保に取組む</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価</p>	<p>・災害発生時の傷病者に対して医薬品の提供が行えるよう、災害拠点病院及び府内卸売販売業者等を対象とした医薬品の備蓄・管理に関する業務委託を行った。</p> <p>・備蓄品の品目、数量の点検と確保を行った。</p>	<p>災害拠点病院における災害発生時に使用する医薬品の備蓄が進み、充実化を図った。</p>	①	健康医療部	<p>災害発生時に使用する医薬品備蓄の推進 備蓄品の品目、数量の点検と確保</p>	<p>左記の取組みの達成状況を令和3年度末に評価</p>	II
II	46	広域緊急交通路等の 通行機能確保 <通行機能確保>	<p>○地震発生後に、府内の防災拠点(注)や周辺府県との連絡を確保し、救命救助活動や支援物資の輸送を担う広域緊急交通路の通行機能を確保するため、集中取組期間中に重点的に橋梁の耐震化を進め、令和2年度までに橋梁の耐震化の完了をめざす。</p> <p>○防災活動を支える道路ネットワークの整備を行い、災害時における緊急交通路の多重性、代替路の確保や防災拠点アクセス等の向上、府県間連携の強化を図る。</p>	<p>①通行機能確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域緊急交通路等の橋梁の耐震化</li> <li>・防災・減災に資する道路ネットワークの強化・整備</li> </ul>	<p>・橋梁の耐震化 7橋推進・完了 (397橋全橋完了予定)</p> <p>・道路ネットワーク 10.4km推進中 (R2:1.0km完了予定) (31.8/41.2km完了予定)</p>	<p>①通行機能確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域緊急交通路等の橋梁の耐震化</li> <li>・防災・減災に資する道路ネットワークの強化・整備</li> </ul>	<p>・橋梁の耐震化 397橋全橋の耐震化完了</p> <p>・道路ネットワーク 1.1km完了 (計31.9/41.2km完了)</p>	①	都市整備部	<p>①通行機能確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域緊急交通路等の橋梁の耐震化</li> <li>当初、本アクションに定められていた橋梁については、令和2年度に対策完了したが、引き続き、広域緊急交通路の通行機能を確保するため、重点14路線(橋長15m未満)とその他路線を跨ぐ橋梁の耐震化を進める。</li> <li>・防災・減災に資する道路ネットワークの強化・整備</li> <li>引き続き、広域緊急交通路の機能強化、府県間道路の整備などを進める。</li> </ul>	<p>・橋梁の耐震化 2橋推進中 (2橋完了予定) (2/46橋完了予定)</p> <p>・道路ネットワーク 9.3km推進中 (R3:1.6km完了予定) (33.5/41.2km完了予定)</p>	I
II	46	広域緊急交通路等の 通行機能確保 <沿道建築物の耐震化>	<p>○耐震改修促進法に基づき、H25年11月に「住宅建築物耐震10か年戦略・大阪」において、耐震診断義務化対象路線、耐震診断の報告期限を定め、H25年度から耐震診断補助を行うとともに、平成26年度からは耐震補強設計、耐震改修補助を行い、沿道建築物の耐震化を促進している。</p> <p>○また、耐震診断の義務化対象建築物については、H30年度までに、耐震改修等の完了を働きかける。</p> <p>○大阪府北部を震源とする地震の被害状況や国における耐震診断義務化建築物の目標設定、また、南海トラフ巨大地震の発生確率が引き上げられた切迫した状況を踏まえ、更なる耐震化の取組みについて、H30年7月に大阪府耐震改修促進計画審議会へ諮問し、以降審議している。</p> <p>○審議会からの答申を踏まえ、「住宅建築物耐震10か年戦略・大阪」を改定し、新たな目標及び推進方策を位置づけ、更なる耐震化の促進に取り組んでいく。</p> <p>・大阪府北部を震源とする地震の被害を踏まえ、より大規模な地震が発生すれば、甚大な被害を及ぼすことが想定され、南海トラフ巨大地震の発生確率が引き上げられたという切迫した状況からも、「住宅建築物耐震10か年戦略・大阪」に新たな目標を設定のうえ支援策を強化するなど、府民一丸となって耐震化を加速させる</p>	<p>○沿道建築物の耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所有者毎に異なる課題に応じた確かな情報提供やアドバイスを行うなど、きめ細やかに対応し、検討のきっかけと事業の具体化を図るため、事業に精通した専門家(耐震コーディネーター)を派遣する。</li> <li>・関係部局と連携し、広域緊急交通路の機能確保に向けた取組みを進めるとともに、効率的に耐震化を進めるため、補助の重点化などを検討する。</li> </ul> <p>○沿道のブロック塀等の耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域緊急交通路の沿道のブロック塀等(義務付け対象外含む)の耐震化を進める所有者に対して、個別訪問やダイレクトメールにより、診断、除却等の実施を働きかける。</li> <li>・現行基準で建設されたブロック塀等の所有者に対して、適切な維持管理を行うよう周知する。</li> </ul>	<p>左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価</p>	<p>○沿道建築物の耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所有者毎に異なる課題に応じた確かな情報提供やアドバイスを行うなど、きめ細やかに対応し、検討のきっかけと事業の具体化を図るため、事業に精通した専門家を派遣し、耐震改修プラン等の提案を行った。(対象棟：5棟(派遣内訳：建築士12回、構造建築士3回、弁護士1回))</li> <li>・広域緊急交通路の機能確保に向けた取組みを進めるとともに、効率的に耐震化を進めるため、路線、建物の重点化を図った。</li> <li>○沿道のブロック塀等の耐震化</li> <li>・広域緊急交通路の沿道のブロック塀等(義務付け対象外含む)の耐震化を進める所有者に対して、第1四半期にダイレクトメール(約200件)、第3四半期にダイレクトメール及び個別訪問(約250件)によって耐震化の周知活動を実施。</li> <li>・ブロック塀等の耐震診断(36件)が実施され、ブロック塀等の除去等(10件)が実施された。</li> </ul>	<p>取組み実績は左記のとおり</p>	①	建築部  建築部	<p>○沿道建築物の耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所有者毎に異なる課題に応じた確かな情報提供やアドバイスを行うなど、きめ細やかに対応し、検討のきっかけと事業の具体化を図るため、事業に精通した専門家を派遣する。</li> <li>・関係部局と連携し、広域緊急交通路の機能確保に向けた取組みを進めるとともに、効率的に耐震化を進めるため、補助の重点化などを検討する。</li> <li>○沿道のブロック塀等の耐震化</li> <li>・広域緊急交通路の沿道のブロック塀等(義務付け対象外含む)の耐震化を進める所有者に対して、個別訪問やダイレクトメールにより、診断、除却等の実施を働きかける。</li> <li>・現行基準で建設されたブロック塀等の所有者に対して、適切な維持管理を行うよう周知する。</li> </ul>	<p>左記の取組みの達成状況をR3年度末に評価</p>	I
II	46	広域緊急交通路等の 通行機能確保 <信号機電源付加装置の 整備等や災害時の渋滞対策>	<p>○緊急交通路重点14路線を中心に、停電時に信号機への電源供給をバックアップする設備等について、引き続き、その必要性を踏まえた計画的な整備を進める。</p> <p>□鉄道の運行停止や高速道路の通行止めにより、一般道路において大規模な交通渋滞が発生したが、各鉄道の踏切に設置されている遮断機が長時間閉鎖したことも大規模渋滞の要因の一つと考えられるため、発災時における交通総量抑制の検討を行う。</p> <p>□鉄道運行停止時の迅速な閉鎖踏切開放について鉄道事業者等と協議を行う。</p>	<p>・広域緊急交通路重点14路線を中心に、停電信号機への電源供給バックアップ設備の更新を実施</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価</p>	<p>○府下の主要交差点に設置されている信号機電源付加装置の更新及び高度化を実施した。</p> <p>○また、可搬式発動発電機を接続することにより、信号機に電気を供給することを可能とする接続コネクタを20箇所に整備した。</p> <p>○災害時の最大規模の停電等を想定した「大規模災害発生時における減灯信号機優先基準」を策定し、府下の全交差点で災害時に信号機が滅灯した場合の交差点ごとの対応方針を定めるランク付けを実施した。</p> <p>○鉄道事業者等と連携に向けた協議を実施し、鉄道事業者と警察、消防、自治体が発災時に長時間遮断となっている踏切を早期に把握するために連絡先を共有することとした。</p>	<p>取組み実績は左記のとおり</p>	①	警察本部  警察本部	<p>○広域緊急交通路重点14路線を中心に、停電信号機への電源供給バックアップ設備の整備及び更新を実施。</p> <p>○鉄道運行停止時の迅速な閉鎖踏切の把握及び解除等については、更に鉄道事業者等と協力・連携体制を確立する必要があることから、今後も継続して協議を行っていく。</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR3年度末に評価</p>	I

# 新・大阪府地震防災アクションプラン 進捗管理 (PDCA) シート

【ミッションⅡ】 地震発生後、被災者の「命をつなぐ」ための、災害応急対策8686

① 概ね計画どおりに進んでいる  
② 計画通りに進んでいない  
③ 新型コロナウイルス対応により影響を受けたアクション

ミ ッ シ ョ ン	No. ■は 重点	アクション名	内 容 (新APより抜粋)	令和2年度の目標		令和2年度の実績		進捗 評価	担当 部署	令和3年度の取組み		分 類	
					取組み指標		取組み指標				取組み指標		
Ⅱ	46	広域緊急交通路等の 通行機能確保  <無電柱化の推進>	○地震発生時に、電柱倒壊による道路閉塞を防止するため、「大阪府電線類地中化マスタープラン」において位置付けられた「優先して地中化するべき地域」のうち、広域緊急交通路に指定された路線、区間について、無電柱化を推進する。 ○平成29年度に、「大阪府電線類地中化マスタープラン」に代わる「大阪府無電柱化推進計画」を策定し、都市防災の向上をはじめ、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の確保の3つの観点から無電柱化を推進する。 ・台風第21号では、暴風により大阪府域で多くの電柱が倒壊し、車両や歩行者が通行できなくなる事態が生じた。災害時の救急活動、物資輸送を円滑に行うためには、緊急車両の通行する道路を確保することが重要であるため、大阪府無電柱化推進計画に基づき、引き続き、無電柱化の推進に積極的に取り組む。	無電柱化の推進 (0.8km)	無電柱化道路延長 0.8km推進 (0.8km完了予定) (17.5/17.7km完了予定)	無電柱化の推進 (0.8km) の電線共同溝整備完了	無電柱化道路延長 0.8km完了 (17.5/17.7km完了)	①	都市整備部  都市整備部	無電柱化の推進 (0.2km) 令和4年度以降の取組みについて今年度検討を行う。	無電柱化道路延長 0.2km事業着手 (17.7/17.7km完了予定)	Ⅰ	
Ⅱ	46	広域緊急交通路等の 通行機能確保  <避難路等として活用できる 基幹農道の整備>	○地震発生後に、農村地域からの避難や支援助物資搬入等を円滑に行えるよう、避難路、輸送路として活用できる農道を整備する。	R2:0 km 2.86km推進中 (R4完了)	R4:2.86km供用開始	R2:0 km 2.86km推進中 (R4完了)	R4:2.86km供用開始	①	環境農林水産部	R3:0 km 2.86km推進中 (R4完了)	R4:2.86km供用開始	Ⅰ	
Ⅱ	46	広域緊急交通路等の 通行機能確保  <災害発生時の踏切長時間 遮断に係る対策>	・大阪府北部を震源とする地震の影響で、多数の列車が駅間に停止したため、長時間にわたり踏切が遮断状態となり、緊急自動車の運行に支障をきたす事態が発生した。災害発生時に優先的に速やかに開放する踏切の指定について、鉄道事業者等の関係機関に働きかける。	・広域緊急交通路上の踏切の長時間遮断に係る対応策を開係機関と合意し、災害発生時の通行機能確保を図る。	左記の取組み状況をR2年度末に評価。	・災害発生時において、広域緊急交通路上の踏切長時間遮断時の通行機能確保を図るため、鉄道事業者との連絡体制を構築した。	取組み実績は左記のとおり	①	危機管理室 都市整備部	災害発生時に広域緊急交通路の通行機能を速やかに確保するため、鉄道事業者と構築した連絡体制を活用し、訓練を実施する等、連絡体制の実効性確保を図る。 改正踏切道改良促進法 (R3.4) において、国土交通大臣より指定のあった踏切道について、災害時の管理方法の策定に向けて、鉄道事業者と協議を行う。	左記の取組みの達成状況をR3年度末に評価	Ⅳ	
Ⅱ	46	広域緊急交通路等の 通行機能確保  <照明・標識の補修、更新>	□平成30年台風第21号では、記録的な暴風により、一部の照明・標識において損壊等が発生した。暴風等による倒壊、破損を防止するため、点検及び補修・更新のスピードアップを図る。	①照明の補修、更新の実施 ②門型標識の補修、更新の実施	①照明の補修、更新 (2,752基全基対応完了予定) ②標識の補修、更新 (26基全基対応完了予定)	①照明の補修、更新等の実施 (照明柱の対象基数については、緊急点検以降に詳細点検を行った結果、見直しをしている。) ②門型標識の補修、更新の実施	①照明の補修、更新等 (2,692基全基対応完了) ②標識の補修、更新 (26基全基対応完了)	①	都市整備部	照明柱・標識柱共に、令和2年度で緊急的な処置は完了。引き続き、府の要領による点検結果に基づき、劣化が進行したものについては、更新などの処置を講じていく。	左記の取組みの達成状況をR3年度末に評価	Ⅰ	
Ⅱ	46	広域緊急交通路等の 通行機能確保  <耐震強化岸壁の整備>	○地震発生後に、人命救助や支援助物資搬入等に必要となる人員・物資等を円滑に輸送できるよう、地震後も直ちに利用できる耐震強化岸壁を整備する。	・耐震強化岸壁の整備 ・耐震強化岸壁 (国直轄事業) を早期に着手できるよう、国に整備を働きかける。 ・耐震強化岸壁 (泉北6区) に接続する橋梁の耐震化を実施	左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価	○耐震強化岸壁の整備 ・耐震強化岸壁 (国直轄事業) を早期に着手できるよう、国に整備を働きかけた。 ・耐震強化岸壁 (泉北6区) に接続する橋梁の耐震化完了	取組み実績は左記のとおり	①	大阪港湾局	○耐震強化岸壁の整備 ・耐震強化岸壁 (国直轄事業) を早期に着手できるよう、国に整備を働きかける。	左記の取組みの達成状況をR3年度末に評価	Ⅰ	
Ⅱ	47	鉄道施設の耐震対策	○地震発生時に、人的被害を軽減するとともに、地震発生後に防災拠点や周辺府県との連絡を確保し、救命救助活動や支援助物資の輸送を担う広域緊急交通路の通行機能を確保するため、集中取組期間中に、鉄道事業者に対して、以下の取組みを働きかける。 □広域緊急交通路と交差又は並走する鉄道施設及びそれと連続する区間の耐震診断および診断結果を踏まえた耐震化 □乗降客数1万人/日以上かつ折り返し運転可能な駅又は複数路線が接続する高架駅及びそれと連続する区間の耐震診断及び診断結果を踏まえた耐震化 □南海トラフ巨大地震発生時に、津波による浸水被害が想定される地下駅等の浸水対策。  □大阪モノレールについては、点検方法の特殊性等や分岐設備の故障により、運行再開までに長期間を要することとなった。大阪モノレール側が設置した「大阪府北部地震大阪モノレール被災検証委員会」での議論を踏まえ、大阪モノレール側と、点検の効率化や施設の耐震力の強化等に取り組む。	①鉄道施設等の耐震化の実施 ②鉄道駅舎の耐震化の実施  ・分岐器駆動装置の部材改良 ・分岐橋の制震化	①鉄道施設の対策 3箇所推進 (R2:2箇所完了予定) (29箇所/48箇所完了予定) ②鉄道駅舎の対策 3駅推進 (R2:1箇所完了予定) (15駅/25駅完了予定)	①鉄道施設等の耐震化の実施 ②鉄道駅舎の耐震化の実施  ・分岐器駆動装置の部材改良実施中 ・分岐橋の制震化(千里中央分岐橋、万博東分岐橋)の詳細設計実施 ・磚子の落下防止対策を実施(完了) (インフラ外の施設の対策については大阪モノレール側が実施)	①鉄道施設の対策 3箇所推進 (R2:1箇所完了 ⇒近鉄奈良線 170号交差部) (28箇所/48箇所完了) ②鉄道駅舎の対策 3駅推進 (R2:1箇所完了 ⇒阪急大阪梅田駅) (15駅/25駅完了)	①	都市整備部  都市整備部	①鉄道施設等の耐震化の実施 ②鉄道駅舎の耐震化の実施  ・分岐器駆動装置の部材改良 ・分岐橋の制震化 ・車両タイヤの取付ボルトの落下防止対策※ (インフラ外施設の対策については大阪モノレール側が実施)	①鉄道施設の対策 4箇所推進 (①近鉄けいはんな線 308号並走部②大阪メトロ中央線 308号並走部③阪神なんば線 福島桜島線交差部④南海本線 国道25号交差部) (31箇所/48箇所完了予定) ②鉄道駅舎の対策 3駅推進 (①近鉄河内永和駅②近鉄八戸ノ里駅③阪急高槻市駅)	左記の取組みの達成状況をR3年度末に評価	Ⅲ
Ⅱ	48	迅速な道路啓開の実施	○地震発生後に、人命救助や支援助物資搬入等を円滑に行えるよう、迅速な道路啓開 (注) による通行機能の確保に向け、関係機関と連携した道路啓開訓練の実施とその検証を行い、集中取組期間中に、道路啓開体制等の充実を図る。	関係機関 (行政機関、協会等) と連携した道路啓開合同訓練を実施する。	左記の取組み状況をR2年度末に評価。	新型コロナウイルスの影響により予定していた説明会の実施を見送った。 ※大阪府域道路啓開計画 (案) に係る説明資料を、実作業を行う業者等へ関係機関と調整のうえ配布。	取組み実績は左記のとおり	③	都市整備部	関係機関 (行政機関、協会等) と連携した道路啓開合同訓練等を実施する。	左記の取組み状況をR3年度末に評価。	Ⅱ	
Ⅱ	49	迅速な航路啓開の実施	○地震発生後に、人命救助や支援助物資搬入等を円滑に行えるよう、迅速な航路啓開 (注) による航路航行機能の確保に向け、関係機関と連携した航路啓開訓練の実施とその検証を行い、集中取組期間中に、航路啓開体制等の充実を図る。	関係機関と連携した航路啓開訓練の実施と検証及びそれを踏まえた航路啓開体制等の充実を図る。	航路啓開訓練回数 1回	関係機関と連携した航路啓開訓練を実施	航路啓開訓練回数 1回	①	大阪港湾局	関係機関と連携した航路啓開訓練の実施と検証及びそれを踏まえた航路啓開体制等の充実を図る。	航路啓開訓練回数 1回	Ⅱ	



# 新・大阪府地震防災アクションプラン 進捗管理 (PDCA) シート

【ミッションⅡ】 地震発生後、被災者の「命をつなぐ」ための、災害応急対策8686

① 概ね計画どおりに進んでいる  
② 計画通りに進んでいない  
③ 新型コロナウイルス対応により影響を受けたアクション

No. 重点	アクション名	内容 (新APより抜粋)	令和2年度の目標	取組み指標	令和2年度の実績	取組み指標	進捗評価	担当部署	令和3年度の実績	取組み指標	分類
Ⅱ	50	大規模災害時における受援力の向上 (ヘリサインの整備など)	<p>□大規模災害時における他府県などからの人的・物的支援について、円滑に受入が行えるよう応援受援計画を策定し、災害時における受援体制の確立を図る。</p> <p>□地震発生後に、被災地外から集結するヘリコプターの各種防災拠点や避難場所などへの着陸を防止するとともに、被害状況確認を行う際の「道しるべ」となるよう、学校等の屋上等に上空から視認できるヘリサインの整備を促進していく。</p>	<p>①R2年度早期に改訂される受援計画策定ガイドラインを受け、市町村における計画策定を支援していく</p> <p>②引き続き整備を呼びかけていく</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価</p>	<p>①次年度に予定している市町村向け受援計画の策定手引書及びそのひな型の作成に向け、先行して手引書やひな型を作成している他県や府内の受援計画策定済の自治体へのヒアリング等を実施。</p> <p>受援計画に関する市町村向け研修を開催し、外部講師を招いての講義及び府内で受援計画を策定済みの自治体の事例発表を行い、受援計画策定の必要性や策定する上での課題やポイントを共有した。</p> <p>受援計画策定済の8市の協力を得て、その受援計画を府内全市町村に共有した。</p> <p>②呼びかけをした結果、令和3年3月現在、ヘリサインについては目標数を達成した。</p>	①	危機管理室	<p>②応援職員を受け入れて実施する業務の整理や人的・物的支援の手順を府内各市町村の意見も反映しながらまとめ、受援計画を策定するための手引書やひな型を作成する。</p> <p>また、手引書及びひな型完成後、市町村向け説明会を開催し、受援計画の策定を促進する。</p>	左記の取組みの達成状況をR3年度末に評価	Ⅰ
Ⅱ	51	食糧や燃料等の備蓄及び集配体制の強化	<p>○備蓄や集配等のあり方の検討・調査結果 (H26実施) 等を踏まえ、平成27年度中に家庭・企業・事業所・行政等の適切な役割分担等を含む「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針」を策定する。</p> <p>○その上で、必要備蓄量の目標設定と多様な方法による物資の調達・確保手段を確立し、集中取組期間中に、万が一の際の被災者支援のための計画的な備蓄に努める。</p> <p>○集配体制については、避難所を運営する市町村等と十分協議し、集中取組期間中に、市町村ごとの各地域レベルでのニーズ把握、調達、配送などのシステムを概成させる。</p> <p>□短期間におけるブル物資供給のルーternal化を行う。(協定先企業からの物資配送)</p>	<p>○引き続き府内市町村と合同で搬送訓練を実施し、配送ルートの検証を実施。</p> <p>○物流事業者等との意見交換会に参加できる事業者等の拡大を図る。</p> <p>○搬送訓練の実施成果等の共有により、ラストマイル (市町村配送マニュアル) 作成を促す</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価</p>	<p>○北部拠点・中部拠点・南部拠点を使用した配送ルートの検証を実施。</p> <p>○大阪府トラック協会と物資搬出・搬入訓練、搬送訓練を実施し、検証および意見交換の実施。</p> <p>○今年度は新型コロナウイルス蔓延のため、訓練を実施できず実運用の確認ができなかったため、ラストマイルの作成を促すことが困難であった。</p>	①	危機管理室	<p>○引き続き府内市町村と合同で搬送訓練を実施し、配送ルートの検証を実施。</p> <p>○物流事業者等との意見交換会に参加できる事業者等の拡大を図る。</p> <p>○搬送訓練の実施成果等の共有により、ラストマイル (市町村配送マニュアル) 作成を促す</p>	左記の取組みの達成状況をR3年度末に評価	Ⅱ
Ⅱ	52	災害発生時における電力確保のための電気自動車・燃料電池自動車等の利活用促進	<p>・平成30年台風21号来襲時に停電が数日間続き、住民生活や事業活動に影響が及んだこともあったため、災害時に電力を供給することもできる電気自動車 (EV) や燃料電池自動車 (FCV) 等の普及を促進する。</p>	<p>①イベント等においてFCV車両を展示、非常用電源としての給電機能をPRする。</p> <p>②大阪エコカー協働普及サポートネット参加の自動車ディーラー等と連携し、市町村等が実施するEVやFCV等の普及イベントを支援する。</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価</p>	<p>①イベント等においてFCV車両を展示、非常用電源としての給電機能をPR。</p> <p>○企業BCPセミナーやイベントにおける車両の展示、給電機能のPRを実施：5回</p> <p>○大阪府内における水素ステーションの設置状況：9カ所</p> <p>②大阪エコカー協働普及サポートネット参加の自動車ディーラー等と連携し、市町村等が実施するEVやFCV等の普及イベントを支援：3回 (参考) 府内のEV・FCV普及台数：EV 6,022台、FCV 136台 (R2年3月末時点)</p>	①	商工労働部 環境農林水産部	<p>①イベント等においてFCV車両を展示、非常用電源としての給電機能をPRする。</p> <p>②大阪エコカー協働普及サポートネット参加の自動車ディーラー等と連携し、市町村等が実施するEVやFCV等の普及イベントを支援するとともに、電動車普及に向けて同サポートネットの拡充等を行う。</p>	左記の取組みの達成状況をR3年度末に評価	Ⅳ
Ⅱ	53	水道の早期復旧及び飲用水の確保	<p>&lt;水道の早期復旧&gt;</p> <p>○大阪広域水道企業団及び市町村水道事業者において、水道施設・管路の更新・耐震化等を積極的かつ計画的に実施するとともに、集中取組期間中に基幹幹線や避難拠点等の重要給水施設に対する給水確保等対策を重点的に働きかける。</p> <p>○また、地震発生後に、損傷した管路等の早期復旧を図るため、災害時の相互応援協定等を基本とした水道 (用水供給) 事業者間での連携の強化を働きかける。これらの取組みにより、被害想定公表時に全面復旧には最長発生後40日 (注1) まで要するとした復旧期間について、30日以内までの短縮をめざす。</p> <p>&lt;飲用水確保&gt;</p> <p>○地震発生後の水道断水地域における飲料水については、大阪広域水道企業団が設置している「あんしん給水栓 (注2)」や市町村水道が設置している応急給水栓等の活用、府・市町村等の備蓄及び支援物資の供給により確保に努める。</p>	<p>①全事業者に対し、水道事業計画ヒアリングや立入検査等において、水道施設・管路の更新・耐震化等の状況を聞き取り、積極的かつ計画的に実施していくよう、引き続き助言するとともに、耐震化計画を未策定の事業者に対し、策定を指導</p> <p>②重要給水施設に対する給水確保に関しては、事業者が策定する耐震化計画への位置づけ、飲料水の確保対策を進めよう助言</p> <p>③毎年1回実施している災害時応援可能人員・資機材等の調査の際などに、水道 (用水供給) 事業者間での連携の強化の必要性について周知を継続</p> <p>④大阪府水道災害調整本部の情報収集機能を強化するため、昨年度までに実施した訓練等で明らかになった課題を検討し、引き続き連携を強化するため訓練等を実施</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価</p>	<p>①全事業者に対し、毎年実施している水道事業計画ヒアリングや立入検査 (新型コロナウイルス感染症拡大防止のため当面開催) において、水道施設や管路の耐震化の進捗状況を確認するとともに、国庫補助を活用しつつ積極的・計画的に実施するよう助言した。</p> <p>・基幹管路耐震化率：51.0% (H30) →51.9% (R1)</p> <p>②重要給水施設に対する給水確保に関しては、事業者が策定する耐震化計画への位置づけ、飲料水の確保対策を進めよう助言を行った。</p> <p>・耐震化計画での記載：29/43事業所 (H30) →34/43事業所 (R1)</p> <p>③毎年実施している災害時応援可能人員・資機材等の調査の際、水道 (用水供給) 事業者間での連携強化の必要性について周知した。</p> <p>④令和2年11月に日本水道協会大阪府支部とともに情報収集訓練・大阪府水道災害調整本部の運営訓練を実施した。</p>	①	健康医療部	<p>①全事業者に対し、水道事業計画ヒアリングや立入検査等において、水道施設や管路の更新・耐震化等の状況を聞き取り、積極的かつ計画的に実施するよう引き続き助言するとともに、耐震化計画を未策定の事業者に対して策定するよう指導する。</p> <p>②重要給水施設に対する給水確保に関しては、事業者が策定する耐震化計画への位置づけ、飲料水の確保対策を進めよう引き続き助言する。</p> <p>③毎年実施している災害時応援可能人員・資機材等の調査の際等に、事業者間での連携強化の必要性について引き続き周知する。</p> <p>④発災時に各事業者との連携が適切に図れるよう、引き続き情報収集訓練等を実施する。</p>	左記の取組みの達成状況をR3年度末に評価	Ⅳ
Ⅱ	54	井戸水等による生活用水の確保	<p>○地震発生時に、生活用水の確保を図るため、町村域の家庭用井戸や企業の自家用水道などを災害時協力井戸としての登録を進めるとともに、市においても同様の取組みが行われるよう働きかける。</p> <p>○また、市が行う地域の災害時協力井戸の登録事業に協力し、市からの依頼に基づきホームページでの災害時協力井戸の情報掲載等を行う等、事業の周知及び府民への情報提供に努める。</p>	<p>①災害時協力井戸の登録事業の推進</p> <p>②ホームページによる事業周知及び登録情報の提供</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価</p>	<p>①災害時協力井戸の登録について、ホームページや保健所窓口等で継続的に呼びかけた。(R2年度末時点登録件数：1428箇所)</p> <p>②災害時協力井戸に関するホームページについて定期的に更新を行うとともに、適宜、市にも情報照会を行いながら井戸所在情報を発信した。</p>	①	健康医療部	<p>①災害時協力井戸の登録事業の推進</p> <p>②ホームページにおける事業周知及び登録状況の提供</p>	左記の取組みの達成状況をR3年度末に評価	Ⅳ
Ⅱ	55	避難所の確保と運営体制の確立	<p>□地震発生後に、被災者の避難生活を支援するため、各市町村における避難者等の発生規模と避難所や応急仮設住宅等における受入れ人数等についてあらかじめ評価し、必要な避難所指定や避難所受入れ体制を確保するよう、全市町村に働きかける。</p> <p>○スムーズな避難誘導や避難者のQOL (注) 確保等に向け、避難所運営マニュアル作成指針を策定し、各市町村に提示した。今後、各市町村において、同指針も参考に、地域の実情に即した「避難所運営マニュアル」の早期策定等が図られるよう働きかける。</p> <p>○また、H25年度の災害対策基本法の改正を踏まえ、同指針改訂版に基づき、各市町村に対し「避難所運営マニュアル」の充実を働きかける。</p> <p>□大阪府北部を震源とする地震の際、避難所運営にあたり、一部の市では自主防災組織による運営の仕組みが未整備であったため、市町職員が長期にわたり避難所運営に従事することにより、他の災害対応業務要員が不足することがあった。</p> <p>避難所運営の長期化も想定し、行政やそれ以外の組織等との連携による避難所運営の仕組みの検討を行う。</p>	<p>○市町村のニーズに応じて、意見交換や研修を実施し支援する。特に、新型コロナウイルス感染症に関しては、『避難所運営マニュアル作成指針』(新型コロナウイルス感染症対応編) を作成し、市町村に周知を図る等、市町村をしっかりと支援</p> <p>○災害発生後の感染症予防だけでなく、特に慎重な対応を要する新型コロナウイルス感染症に対して、市町村や保健所と密接に連携を図り、災害発生時の対応等について事前に検討を行う。</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価</p>	<p>○市町村との意見交換を踏まえ、令和2年6月に「避難所運営マニュアル作成指針」(新型コロナウイルス感染症対応編) を策定し、研修会を実施するとともに、市町村と避難所開設訓練を実施した。</p> <p>また、市町村が避難所として多様な施設を活用できるよう、府がホテル・旅館等と基本協定を締結した。</p> <p>○コロナ禍における災害発生時等の感染者等の適切な対応を行うため、平時から市町村と保健所が連携して取り組むことができるよう、自宅療養者等の個人情報の提供方法を検討することや感染症対策の専門的知識の共有等について、府から保健所及び市町村へ説明を行った。</p>	①	危機管理室	<p>市町村において、取組事例の共有を図る場を設け、各市町村の課題解決につなげ、支援していく。</p>	左記の取組みの達成状況をR3年度末に評価	Ⅳ
Ⅱ	56	福祉避難所の確保	<p>○地震発生後に、居宅、避難所等では自立的な生活や適切な処遇が確保できない要配慮者の避難生活を支援するため、既に市町村に対して福祉避難所 (二次的避難所) の指定を働きかけているが、H25年度の災害対策基本法の改正 (注) を踏まえ、集中取組期間中に、全市町村での適切な福祉避難所の指定を働きかける。</p> <p>○また、民間福祉関係者等の協力を得て、福祉避難所に必要となる、要配慮者の利用に配慮した設備等や介助職員等の確保を働きかける。</p> <p>○あわせて、福祉避難所の補完的体制として、民間社会福祉事業者の協力を得て、社会福祉施設における緊急一時的な受入れ体制の整備を働きかける。</p>	<p>○福祉避難所の運営について、市町村とともに検討し、福祉避難所確立に向けた働きかけ</p> <p>○福祉部と連携し、福祉避難所の必要性を福祉事業者へ働きかけるなど、福祉避難所の円滑な確保・運営を支援</p> <p>○福祉避難所を担うことのできる社会福祉施設における災害発生時の体制整備に向け、DWATチーム員養成研修等を実施して引き続き啓発を実施</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価</p>	<p>○今年度においても、市町村の福祉担当課長会議で、福祉避難所の必要性等を説明し、体制整備に関する働きかけを行った。</p> <p>○DWATチーム員養成研修等の実施。</p>	①	危機管理室 福祉部	<p>○福祉避難所について、市町村の状況を把握し、集約するとともに、市町村の取組事例を共有する。</p> <p>また、府立学校等の活用などを検討するため、関係部局と協議して進めていく。</p> <p>○DWATチーム員養成研修の実施による啓発。</p>	左記の取組みの達成状況をR3年度末に評価	Ⅳ

# 新・大阪府地震防災アクションプラン 進捗管理 (PDCA) シート

【ミッションⅡ】 地震発生後、被災者の「命をつなぐ」ための、災害応急対策8686

① 概ね計画どおりに進んでいる  
② 計画通りに進んでいない  
③ 新型コロナウイルス対応により影響を受けたアクション

ミッション	No. ■は重点	アクション名	内容 (新APより抜粋)	令和2年度の目標	取組み指標	令和2年度の実績	取組み指標	進捗評価	担当部署	令和3年度の実績	取組み指標	分類
Ⅱ	57	帰宅困難者対策の確立	<p>○地震発生後に、府内で就業する事業者、雇用者の安全確保のため、国、大阪市、関西広域連合や経済団体等と連携して、帰宅困難者対策を確立する。</p> <p>○H26年度に策定した、「一斉帰宅の抑制」対策のためのガイドラインについて、事業者ごとの防災計画策定や具体的な備えを働きかけていく。</p> <p>○帰宅困難者等が多数集中し、混乱が危惧される大阪駅等の主要ターミナル駅周辺の混乱防止策について、一時滞在施設の確保など鉄道事業者等との連携により確立されるよう支援する。</p> <p>○府県を越えた「帰宅支援」については、関西広域連合の検討の場において、支援策を確立する。</p> <p>□事業所における一斉帰宅の抑制対策ガイドラインで想定していない出勤時間帯に地震が発生し、企業における従業員への対応がまちまちであったため、発災時間帯別の出勤及び帰宅困難者の対応を検討する。</p> <p>□北部地震では、鉄道が軒並み運行を見合わせたため、運行停止状況や復旧の目途など、情報発信に支障が生じたことから、主要駅を中心に滞留者が発生したため、鉄道事業者等における運行再開情報等の発信や駅間停車列車の救済対応を働きかけや、情報発信の充実・強化、行き場のない帰宅困難者等への対応の検討を進めていく。</p>	<p>①一斉帰宅の抑制については、啓発動画を活用し、経済団体や協定締結企業等との連携や防災講演等により企業に働きかけていく。</p> <p>②超簡易版BCPを引き続き事業者に働きかける。</p> <p>③帰宅支援については、関西広域連合の協議会において昨年作成したガイドラインに基づき訓練を実施する。</p> <p>④ターミナルの混乱防止については、大阪市の協議会に参画し、企業向けセミナー等一時滞在場所の提供を働きかけ</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価</p>	<p>①一斉帰宅の抑制については、啓発動画を活用し、協定締結企業等との連携により企業に働きかけを行った。</p> <p>②防災イベントにおいて超簡易版BCPのパネルを展示し、事業者に働きかけた。</p> <p>③帰宅支援については、関西広域連合の協議会において令和元年度に作成したガイドラインに基づき、訓練を実施することとしたが、コロナ禍により訓練は中止。</p> <p>④大阪市のターミナルでの混乱防止策を検討する協議会に参加し、協議会の取組状況等の情報収集のほか、大阪府の取組みの周知を行った。また、府市の危機管理部署、観光部局が連携し、災害時における旅行者の受け入れ等に関する協定を締結した。</p>	<p>取組み実績は左記のとおり</p>	①	危機管理室 都市整備部	<p>①一斉帰宅の抑制については、啓発動画を活用し、経済団体や協定締結企業等との連携や防災講演等により企業に働きかけていく。</p> <p>②超簡易版BCPを引き続き事業者に働きかける。</p> <p>③帰宅支援については、関西広域連合の協議会において訓練を実施するとともに支援体制の充実を図る。</p> <p>④ターミナルの混乱防止については、大阪市の協議会等に参画し、オフィスビルや商業施設等の管理者に一時滞在施設の提供を働きかける。また、引き続き府市の危機管理部署、観光部局と連携し、災害時における旅行者の受け入れ等に関する協定についても締結先が増えるよう進めていく。</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR3年度末に評価</p>	Ⅳ
			<p>□事業所における一斉帰宅の抑制対策ガイドラインで想定していない出勤時間帯に地震が発生し、企業における従業員への対応がまちまちであったため、発災時間帯別の出勤及び帰宅困難者の対応を検討する。</p> <p>□北部地震では、鉄道が軒並み運行を見合わせたため、運行停止状況や復旧の目途など、情報発信に支障が生じたことから、主要駅を中心に滞留者が発生したため、鉄道事業者等における運行再開情報等の発信や駅間停車列車の救済対応を働きかけや、情報発信の充実・強化、行き場のない帰宅困難者等への対応の検討を進めていく。</p>	<p>⑥近畿運輸局や鉄道事業者と連携して、大規模な地震発生時における鉄道の運行情報等に関する情報伝達訓練を実施し、情報集約や伝達の充実を図る。</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価</p>	<p>⑥令和2年9月に、近畿運輸局や鉄道事業者と情報伝達訓練を行い、初動対応の確認を行った。</p>	<p>取組み実績は左記のとおり</p>	①	危機管理室 都市整備部	<p>⑥近畿運輸局や鉄道事業者と連携して、大規模な地震発生時における鉄道の運行情報等に関する情報伝達訓練を実施し、情報集約や伝達の充実を図る。</p>	<p>左記の取組みの達成状況をR3年度末に評価</p>	
Ⅱ	58	後方支援活動拠点の整備充実と広域避難地等の確保	<p>○地震発生後に、府内の被災者の救出・救助等にあたる自衛隊・消防・警察等の支援部隊が集結・駐屯する後方支援活動拠点や、火災の延焼拡大によって生じる輻射熱や熱気流から住民の安全を確保するための広域避難地等の確保、充実を図る。</p> <p>○後方支援活動拠点については、集中取組期間中に、支援部隊の府域全域での迅速な展開を図る観点から、被害想定に基づく府域全体の配置のあり方を検証し、充実を図る。</p> <p>○また、国の南海トラフ巨大地震対策計画等の検討を踏まえ、活動拠点の配置、運用や受け入れ計画の見直しを行う。</p>	<p>①久宝寺緑地、蜻蛉池公園の拡張整備</p> <p>②訓練等を通じて広域支援部隊受入計画の検証を行っている。</p>	<p>①R2:704.4ha</p>	<p>①久宝寺緑地、蜻蛉池公園の拡張整備</p> <p>②部隊の受け入れ先となる後方支援活動拠点を関係機関とともに現場視察を行ったほか、初動マニュアルの更新等を行った。</p>	<p>①R2:704.5ha</p> <p>②取組み実績は左記のとおり</p>	①	危機管理室 都市整備部	<p>①久宝寺緑地、蜻蛉池公園の拡張整備</p> <p>②令和4年1月の訓練において関係機関との図上訓練を通じ、臨時ヘリポートや部隊運用等について検証を行う。</p>	<p>①R3:711.0ha</p> <p>②左記の取組みの達成状況をR3年度末に評価</p>	Ⅰ
Ⅱ	59	DPATの編成等の被災者のこころのケアの実施	<p>○地震発生時に、恐怖や避難所での厳しい生活等による強度の不安、抑うつ、イライラ等のストレスやPTSD (注1) に対応するため、「こころのケア」を行うことができる人材の養成等、こころの健康に関する相談の実施体制を確保する。</p> <p>○被災時のこころのケアマニュアルの必要に応じた改訂と、DPATの編成の充実を図る。</p> <p>・精神科病院の被災状況を把握する際に、EMISでは確認できない精神科特有の情報 (保護室・隔離拘束等の状況) の把握が困難であったため、精神科病院の被災状況を把握できるよう、EMIS入力時の精神科特有の情報入力ルールを検討するとともに情報共有のあり方について、DPAT事務局と協議検討を行う。</p> <p>・夜間・休日の精神科救急ダイヤル等の委託事業において、交通途絶等による出勤困難により、体制確保の調整をするのに時間を要したため、夜間・休日の精神科救急ダイヤル等の委託業者と夜間・休日体制の職員配置、オンコール等の基準を検討する。</p>	<p>①災害時の指揮体制及び全体の役割を示す大阪DPATガイドライン、災害時に実際の活動に対応する者を対象とする大阪DPAT活動マニュアルを踏まえて、これまで養成した大阪DPAT隊の応用研修をDPAT先遣隊と企画し、実施を検討する。</p> <p>②保健所やこころの健康総合センターの職員 (ケースワーカー・保健師等) に対して、災害時等のこころのケアに関する研修を実施する。</p> <p>③府内の精神科医療機関の医師等に対して、大阪DPATとして活動する隊員を養成するための研修の実施を検討する。</p> <p>④EMISに連動した大阪府救急災害医療情報システムによる情報入力に適切に行えるよう、入力演習を実施するとともに、その結果を病院にフィードバックすることで、病院による情報発信力の向上を図る。</p>	<p>①年1回開催</p> <p>②年1回開催</p> <p>③年1回開催</p> <p>④年1回</p>	<p>①新型コロナウイルスの影響を受けて大阪DPAT隊の応用研修を中止した。 ※DPATマニュアルについては、改訂作業を行っている。</p> <p>②2/15-3/5 YouTube配信による視聴研修にて「災害時等こころのケア研修」を実施し、精神科医療機関、一般医療機関、保健所、市町村、教育関係者等より参加があった。【申込み：505名、受講者：308名】</p> <p>③新型コロナウイルスの影響により研修を中止した。</p> <p>④新型コロナウイルスの影響により演習を中止した。</p>	<p>取組み実績は左記のとおり</p> <p>取組み実績は左記のとおり</p>	③	健康医療部 健康医療部	<p>①災害時に実際の活動に対応する者を対象とする大阪DPAT活動マニュアル、災害時等のこころのケアのびきを発行する。</p> <p>②これまで養成した大阪DPAT隊の応用研修の実施も検討する。</p> <p>③保健所や市町村の災害対策担当者、児童福祉関係者等 (ケースワーカー・保健師等) に対して、災害時等のこころのケアに関する研修を実施する。</p> <p>④府内の精神科医療機関の医師等に対して、大阪DPATとして活動する隊員を養成するための研修の実施を検討する。その際、新型コロナウイルス感染症対策として、講義部分はオンラインにて配信し、演習のみ対面での実施を検討する。</p> <p>⑤EMISに連動した大阪府救急災害医療情報システムによる情報入力に適切に行えるよう、入力演習を実施するとともに、その結果を病院にフィードバックすることで、病院による情報発信力の向上を図る。</p>	<p>①発行予定</p> <p>②年1回開催</p> <p>③年1回開催</p> <p>④年1回開催</p> <p>⑤年1回</p>	Ⅱ
Ⅱ	60	災害時における被災児童生徒のこころのケアの実施	<p>□府内各学校において、避難者として転入があること、児童生徒が精神的な被害を被ることなどをふまえ、被災児童生徒のこころのケアを行うためスクールカウンセラー等の緊急派遣体制を確保する。</p> <p>○高等学校においては、スクールカウンセラーの連絡協議会において、災害時における生徒の心のケアに関する教職員の専門性の向上に努める。</p> <p>□支援学校においては、地震等の災害時における児童生徒の心のケアなどの対応方法について、臨床心理士による研修の実施など、教職員の専門性の向上に努める。</p> <p>□小中学校においては、大規模災害時における府教育庁と市町村教育委員会が連携した緊急支援体制について、専門家の意見も参考に方向性を明示し、市町村教育委員会及びスクールカウンセラーに周知していく。</p>	<p>①引き続き、スクールカウンセラーの連絡協議会において、災害時における生徒の心のケアに関する教職員の専門性の向上に努める。【高校】</p> <p>②各校で臨床心理士より災害時における幼児児童生徒の心のケアに関する指導を行うなど、教職員の専門性の向上を図る。【支援学校】</p> <p>③大規模災害等 緊急事態発生時、要請に基づき学校及び市町村に対して、スクールカウンセラーをはじめとする府の緊急支援チームの派遣や、市町村教育委員会への府の支援等を周知、指導助言していく。【市町村立学校】</p>	<p>①スクールカウンセラー連絡協議会において、災害時における生徒の心のケアについて取り上げ、研修を実施する。</p> <p>②地区別ブロック研修会において、府の緊急支援チームの派遣と市町村・学校との連携について、専門家と交えて共有し、理解を図った。【市町村立学校】</p>	<p>①研修を9月に実施</p> <p>③研修会を地区ごとに2回開催 (7~8月、10~12月)</p>	①	教育庁 教育庁	<p>①引き続き、スクールカウンセラーの連絡協議会において、災害時における生徒の心のケアに関する教職員の専門性の向上に努める。【高校】</p> <p>②各校で臨床心理士より災害時における幼児児童生徒の心のケアに関する指導を行うなど、教職員の専門性の向上を図る。【支援学校】</p> <p>③大規模災害等 緊急事態発生時、要請に基づき学校及び市町村に対して、スクールカウンセラーをはじめとする府の緊急支援チームの派遣や、市町村教育委員会への府の支援等を周知、指導助言していく。【市町村立学校】</p>	<p>①スクールカウンセラー連絡協議会において、災害時における生徒の心のケアについて取り上げ、研修を実施する。</p> <p>③研修会の実施 (年2回)</p>	Ⅱ	
Ⅱ	61	被災者の巡回健康相談等の実施	<p>○地震発生後に、避難者の健康管理や生活環境の整備を行うために、避難所、福祉避難所、応急仮設住宅等において、医師、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等の実施体制を確保する。</p> <p>□発災直後の被災市町村では、災害応急対応に追われ、避難者の健康管理など避難所支援の要請まで対応できない状況にあることを認識し、府保健医療調整本部の指揮のもと、速やか公衆衛生チームを派遣する必要があり、公衆衛生チームの構成員の養成並びに資質の維持及び向上を図るとともに、速やかに公衆衛生チームを派遣するためのルールを検討する。</p>	<p>健康危機管理研修については、引き続き研修指導者を養成するとともに、養成された指導者を講師として研修を実施する。</p> <p>また、健康危機管理研修を通じて、保健所が管内の市町村等の関係機関を対象に行う訓練・研修等を定着化させ、災害時の対応力強化を図る。</p>	<p>・国研修派遣 6名以上</p> <p>・府研修 年1回以上</p> <p>・各保健所における訓練・研修等を年1回以上実施</p>	<p>健康危機管理研修については、昨年の実施内容から改善した形で当初8月を実施予定としていたが新型コロナウイルス感染症陽性者の急激な増加に伴い、一旦開催を見合わせ、増加傾向が落ち着く頃つづき1月にWE Bにより開催した。</p> <p>・国研修派遣 5名以上 (初級編3名、高度編2名)</p> <p>・府研修 年1回以上</p> <p>・各保健所における伝達訓練・研修等を実施</p>	①	健康医療部 健康医療部	<p>健康危機管理研修については、コロナ禍であるためWE B環境を利用して引き続き研修指導者を養成するとともに、養成された指導者を講師として迎え、研修を実施する。</p> <p>また、健康危機管理研修を通じて、保健所が管内の市町村等の関係機関を対象に行う訓練・研修等をさらに定着化させ、災害時の対応力強化を図る。</p>	<p>・国研修派遣 6名以上</p> <p>・府研修 年1回以上</p> <p>・各保健所における訓練・研修等を年1回以上実施</p>	Ⅰ	



# 新・大阪府地震防災アクションプラン 進捗管理 (PDCA) シート

【ミッションⅡ】 地震発生後、被災者の「命をつなぐ」ための、災害応急対策8686

① 概ね計画どおりに進んでいる  
② 計画通りに進んでいない  
③ 新型コロナウイルス対応により影響を受けたアクション

No. 重点	アクション名	内容 (新APより抜粋)	令和2年度の目標		令和2年度の実績		進捗評価	担当部署	令和3年度の取組み		分類
			取組み指標		取組み指標				取組み指標		
Ⅱ 62	災害時における福祉専門職等 (災害派遣福祉チーム等) の確保体制の充実・強化	○「大阪府災害福祉広域支援ネットワーク」の体制強化を図るとともに、訓練の実施などを引き続き行う。 ○地震発生後、被災した市民の福祉ニーズに対応できるよう、先行取組みとして、H26年度中に、府内の福祉関係施設や事業所団体、職能団体、事業者団体が参画する「大阪府災害福祉広域支援ネットワーク」を構築する。 ○「大阪府災害福祉広域支援ネットワーク」を活用し、避難所の運営支援、被災市町村への福祉専門職の人員派遣 (災害派遣福祉チーム等) やサービスに必要な福祉用具、資材等の供給、被災者の受入れ調整等を行うための体制整備を図るとともに訓練の実施を行う。 □被災地における「人」の支援が重要であり、福祉分野についても専門職による支援が必要となるため、民間施設等の福祉専門職からなる災害派遣福祉チーム (DWAT) を構築し、被災地に派遣できる体制を整えていく。	「大阪DWAT」の更なるチーム力の向上を図るため、養成研修による新たなチーム員の養成、ステップアップ研修・訓練、ネットワーク会議の開催を通じて、災害時における福祉支援体制の充実・強化を進める。	左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価	災害派遣福祉チーム (DWAT) の体制の充実・強化に向けて、主に以下の取組みを実施した。 ○災害福祉支援ネットワーク会議を3回開催 (うち1回は、災害対応訓練を兼ねて開催) ○養成研修を2回開催し、新たに82名がチーム員登録 ○ステップアップ研修を2回開催し、81名のスキルアップを図った ○コーディネーター研修を1回開催し、25名のスキルアップを図った ○新型コロナウイルス感染症に対応した避難所開設・運営訓練への参加 (八尾市・堺市)	取組み実績は左記のとおり	①	福祉部  福祉部	○令和2年度に引き続き、「大阪DWAT」の更なるチーム力の向上を図るため、養成研修による新たなチーム員の養成、ステップアップ研修等・訓練、ネットワーク会議の開催を通じて、災害時における福祉支援体制の充実・強化を進める。	左記の取組みの達成状況をR3年度末に評価	Ⅱ
Ⅱ 63	被災地域の食品衛生監視活動の実施	○地震発生後、被災地における食中毒の未然防止を図るため、食品関係施設への食品等取扱の衛生指導、消費者への広報を行うとともに、衛生講習会を実施し、被災時における食品衛生に関する意識の向上を図る。	食品関係施設への監視指導、衛生講習会及び消費者への広報並びに衛生講習会を効果的・効率的にできるよう検討した上で実施。	左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価	広域に流通する食品製造施設や大量調理施設等を中心に食品関係施設への監視指導を実施するとともに、府内の各保健所において食品の衛生管理等について講習会を実施することで、平常時はもとより被災時においても食品衛生の確保が図れるよう努めた。	取組み実績は左記のとおり	①	健康医療部	食品関係施設への監視指導や衛生講習会及び消費者への広報並びに衛生講習会を効果的・効率的にできるよう検討し実施。	左記の取組みの達成状況をR3年度末に評価	Ⅱ
Ⅱ 64	被災地域の感染症予防等の防疫活動の実施	○地震発生後、被災地における感染症の拡大を抑えるため、速やかに感染症の発生状況及び動向調査を行い、必要と認められた場合は健康診断の勧告を行う等、迅速かつ的確に防疫活動や保健活動を行うことができるよう、集中取組期間中に各保健所が策定した防疫活動の実施に向けたマニュアル等を検証し、必要な改訂を行う。	○災害時だけでなく、日頃からの市町村との連携体制が重要であり、継続して連携の強化を図る ○災害発生後の感染症予防だけでなく新型コロナウイルス感染症について、市町村と密接に連携を図り、災害発生時の対応等について事前に検討を行う。	左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価	○避難所運営マニュアル作成指針 (新型コロナウイルス感染症対応編) に係る打合せ会議に参加し、感染症に関わる技術的助言を行った。 ・災害時の感染症対策について、府ホームページで啓発を行った。	取組み実績は左記のとおり	①	健康医療部	・災害時の感染症対策に係る情報を府ホームページに掲載し、府民に対して啓発を行う。 ・市町村との連携体制を強化し、国から災害時の感染症対策に係る通知が発出された場合、速やかに共有を行う。	左記の取組みの達成状況をR3年度末に評価	Ⅱ
Ⅱ 65	下水道施設の耐震化等の推進	○地震発生後、流域下水道施設の監視・制御機能を確保するため、集中取組期間中に、管理棟やポンプ棟の耐震補強を完成した。 ○被災時にも下水道管渠の流下機能を確保するとともに、広域緊急交通路の交通途絶を引き起こさないよう、流域下水道管渠の耐震対策を進め、優先度の高いものから計画的に耐震対策を行い、その完了をめざす。 ○流域下水道処理場の吐口からの津波の逆流を防止するため、集中取組期間中に逆流防止の対策を完了した。	・広域緊急交通路下の管路・人孔の耐震診断・設計、耐震工事の実施。	新たに3.4kmの工事着手	・広域緊急交通路下の管路・人孔の耐震診断・設計、耐震工事を実施した。	3.8/6.3kmの工事着手	①	都市整備部	・広域緊急交通路下の管路・人孔の耐震診断・設計、耐震工事の実施。	3.8/6.3km完了	Ⅰ
Ⅱ 66	下水道機能の早期確保	○地震発生後、流域下水道施設の処理機能のうち、揚排機能、沈殿機能、消毒機能が早期に確保出来るよう策定した業務継続計画 (下水道BCP (H25年度策定)) について、集中取組期間中に点検を行い、仮設ポンプ、仮設沈殿池の設置等、具体的な復旧計画を追加する等、現計画の改訂を行う。 ・地震発生直後の緊急点検 (地上からの目視) では管渠内の異常が発見できなかったため、緊急点検の内容の見直しを行う。 ・台風により受電設備が損傷した送泥ポンプ場は、電源を喪失し機能が停止したため、非常用発電機等による電源確保を進める。	防災訓練等を通じてBCPを点検し、必要に応じて改善やレベルアップを実施 ・送泥ポンプ場の非常用発電機等の設置完了 (石津、高石、泉北、磯の上、三宝、中部)	左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価	○下水道BCPについて、防災訓練を踏まえて、被災時の点検確認方法の見直しを実施した。	左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価	①	都市整備部  都市整備部	○防災訓練等を通じてBCPを点検し、必要に応じて改善やレベルアップを実施 ・防災訓練等を通じて管渠緊急点検の点検調査体制、非常用電源確保の体制等を点検し、必要に応じて改善やレベルアップを実施	左記の取組みの達成状況をR3年度末に評価	Ⅱ
Ⅱ 67	し尿及び浄化槽汚泥の適正処理	○地震発生後、関係施設が被害を受けた場合や避難所等に仮設トイレ (汲取り式) を設置する場合にも、市町村が適正処理できるよう、関係機関 (大阪府衛生管理協同組合等) との連携体制の充実など、広域的な支援の要請・調整を府が行う。	大阪府衛生管理協同組合との災害時団体救援協定の継続	左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価	大阪府衛生管理協同組合との災害時団体救援協定の継続	左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価	①	健康医療部	大阪府衛生管理協同組合との災害時団体救援協定の継続	左記の取組みの達成状況をR3年度末に評価	Ⅱ
Ⅱ 68	生活ごみの適正処理	○地震発生後、被災地域の衛生状態を維持するため、府内市町村等の廃棄物処理施設が被害を受けた場合にも、生活ごみの処理が適正に行われるよう、府が広域的な応援要請や応援活動の調整を行う等、適正処理を支援するため、他府県等、関係機関との連携体制の充実を図る。	市町村等と連携して災害廃棄物処理に関する図上演習等を実施【継続】	左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価	市町村等と連携して図上演習等を3回実施。	取組み実績は左記のとおり	①	環境農林水産部	市町村等と連携して災害廃棄物処理に関する図上演習等を実施【継続】	左記の取組みの達成状況をR3年度末に評価	Ⅳ
Ⅱ 69	管理化学物質の適正管理指導	○地震発生に伴う有害化学物質の周辺環境への飛散・流出が原因となる二次災害を防止するため、「大阪府化学物質適正管理指針」に基づき、事業者による環境リスク低減対策の検討・実施を働きかける。集中取組期間中に、一定規模以上の事業者に対して、化学物質管理計画書の変更届出完了を指導するとともに、管理化学物質等に係る法令の権限が移譲された市町村においても、同様の取組みが行われるよう働きかける。 ○また、二次災害の拡大防止及び消防活動の安全性を向上するため、府から市町村消防局等に対して、対象事業者の管理化学物質の取扱いに係る情報を提供し、相互共有を完了する。	①届出内容に変更のあった事業者や新規対象事業者に対し届出指導。立入検査等により対策推進指導 ②市町村消防部に、届出に基づく事業所の管理化学物質の取扱いに関する情報を、毎年5月頃に提供。	左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価	①届出内容に変更のあった事業者や新規対象事業者に対し届出指導。立入検査等により対策推進指導 (令和2年度立入検査実績: 25件) ②市町村消防部に、届出に基づく事業所の管理化学物質の取扱いに関する情報を、令和2年5月に提供。	取組み実績は左記のとおり	①	環境農林水産部	①届出内容に変更のあった事業者や新規対象事業者に対し届出指導。立入検査等により対策推進指導 ②市町村消防部に、届出に基づく事業所の管理化学物質の取扱いに関する情報を、毎年5月頃に提供。	左記の取組みの達成状況をR3年度末に評価	Ⅳ
Ⅱ 70	有害物質 (石綿、PCB等) の拡散防止対策の促進	○地震発生時に、建物倒壊等により発生する可能性がある石綿、PCB等有害物質の周辺環境への拡散・漏洩を防止するため、適正処理を解体業者等に働きかけるとともに、集中取組期間中に、拡散・漏洩による環境汚染に備えて、あらかじめモニタリング体制を整備する。 ○また、石綿等、有害物質に係る法令の権限が移譲された市町村においても、同様の取組みが行われるよう働きかける。	①関係団体の研修会等に講師を派遣し、石綿飛散防止対策について周知 ②権限移譲市等との災害時対応に関する事例紹介や、災害時実務に関する情報共有の実施 ③解体業者等に対し、建設リサイクル法に係る説明会等の場を活用し、建設廃棄物及びPCB廃棄物の適正処理について周知	左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価	①関係団体の研修会等がコロナ禍で中止となる中、自主防リーダー研修 (北河内のみ開催) で災害時石綿含有建材取扱いの啓発を実施。 ②令和2年3月に改正した「災害時石綿飛散防止マニュアル」や民間分析団体との災害時協定内容を政令市・権限移譲市町村に対して情報提供 ③住まち部主催の建設リサイクル法説明会 (リモート説明会) にて石綿飛散防止の啓発動画を提供。 また、解体業者等に対し、建設廃棄物及びPCB廃棄物の適正処理について周知 (2回実施。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、開催方法は周知資料のHP掲載とyoutube配信とした。)	取組み実績は左記のとおり	① ① ③	環境農林水産部	①関係団体の研修会等に講師を派遣し、石綿飛散防止対策について周知 ②権限移譲市等との災害時対応に関する事例紹介や、災害時実務に関する情報共有の実施 ③解体業者等に対し、建設リサイクル法に係る説明会等の場を活用し、建設廃棄物及びPCB廃棄物の適正処理について周知【継続】	左記の取組みの達成状況をR3年度末に評価	Ⅱ

# 新・大阪府地震防災アクションプラン 進捗管理 (PDCA) シート

【ミッションⅡ】 地震発生後、被災者の「命をつなぐ」ための、災害応急対策8686

① 概ね計画どおりに進んでいる  
② 計画通りに進んでいない  
③ 新型コロナウイルス対応により影響を受けたアクション

ミ ッ シ ョ ン	No. ■は 重点	アクション名	内 容 (新APより抜粋)	令和2年度の目標		令和2年度の実績		進捗 評価	担当部局	令和3年度の取組み		分 類
				取組み指標		取組み指標				取組み指標		
Ⅱ	71	火薬類・高圧ガス製造事業所の保安対策の促進	<p>○地震発生時に、火薬類・高圧ガス等の周辺環境への漏洩を防止するため、事業所への立入検査等により、火薬庫、可燃性ガス貯槽や消防火設備等に関する法令遵守の徹底や、耐震性の向上等の自主保安の取組みを指導する。</p> <p>○また、「火薬類取締法」、「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の権限が移譲された市町村においても、同様の取組みが行われるよう働きかける。</p> <p>・地震や強風により、LPガスの容器転倒や漏えいが発生した。事業者に対する自主保安の指導徹底、業界団体等に事故の未然防止の周知と事故発生時の対応体制の維持を要請する。</p>	<p>①事業所に対する立入検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所に対する立入検査等を通じた耐震性の向上等の取組みの促進</li> <li>・府所管（1年あたり） 火薬類：4か所、高圧ガス：13か所、液化石油ガス：4か所</li> </ul> <p>②府内消防機関及び関係者への耐震対策に係る情報共有・周知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保安3法事務連携機構おおさか作業部会や、高圧ガス保安研修会、LPガス保安講習会、火薬類保安講習会等の各種保安教育の機会を通じて、府内消防機関及び関係事業者に対し、耐震対策に係る情報共有、周知の充実に努める。</li> </ul> <p>③業界団体に地震等への対応を要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・容器の転倒防止措置の再点検</li> <li>・地震等により、容器の転倒やガスの漏えい等があったときに迅速に対応できる体制の維持</li> </ul>	左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価	<p>①事業所に対する立入検査</p> <p>②府内消防機関及び関係者への耐震対策に係る情報共有・周知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所に対する立入検査等による、耐震性の向上等の自主保安の取組みの促進を行った。</li> <li>・権限移譲している市町村（消防局・本部）と「保安3法事務連携機構おおさか」等を通じて、事故事例の情報共有、申請・届出の審査や立入検査時の指導内容の統一を図っていく等、保安体制の向上に取り組んだ。</li> <li>・府内消防機関及び関係者への耐震対策に係る情報共有・周知を行った。</li> </ul> <p>③業界団体に地震等への対応を要請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・府LP協会に、容器の転倒防止措置の徹底等を要請した。</li> <li>・容器の転倒やガスの漏えい等があったときに迅速に対応できる体制が維持されていることを確認した。</li> </ul>	<p>①府所管 火薬類：4か所、 高圧ガス：12か所、 液化石油ガス：11か所</p> <p>②保安3法事務連携機構おおさか作業部会：2回 高圧ガス保安研修会：1回 LPガス保安講習会：資料配布 火薬類保安講習会：資料配布</p>	①	危機管理室	<p>①事業所に対する立入検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所に対する立入検査等を通じた耐震性の向上等の取組みの促進</li> <li>・府所管（1年あたり） 火薬類：4か所、高圧ガス：13か所、液化石油ガス：4か所</li> </ul> <p>②府内消防機関及び関係者への耐震対策に係る情報共有・周知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保安3法事務連携機構おおさか作業部会や、高圧ガス保安研修会、LPガス保安講習会、火薬類保安講習会等の各種保安教育の機会を通じて、府内消防機関及び関係事業者に対し、耐震対策に係る情報共有、周知の充実に努める。</li> </ul> <p>③業界団体に地震等への対応を要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・容器の転倒防止措置の再点検</li> <li>・地震等により、容器の転倒やガスの漏えい等があったときに迅速に対応できる体制の維持</li> </ul>	左記の取組みの達成状況をR3年度末に評価	Ⅱ
Ⅱ	72	毒物劇物営業者における防災体制の指導	<p>○地震発生時に、貯蔵施設の破壊等により周辺環境への漏洩等を防止するため、毒物劇物営業者に対し、定期的な立入検査を実施し、毒物劇物の適正な使用・保管管理、法令遵守の徹底を働きかける。</p> <p>○毒物劇物に係る法令の権限が移譲された保健所設置市においても、同市からの要請に応じて、同様の取組みが行われるよう働きかける。</p>	<p>毒物劇物営業者の施設への立入調査等を実施(約300件)。違法状態があった場合、是正を求め、法令遵守を徹底。</p>	左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価	<p>コロナ禍を考慮し、風水害発生時における毒物劇物の適正な保管管理等について、毒物劇物製造業者・輸入業者を対象とした講習会を、集合形式とオンライン形式のハイブリッド形式により開催。(受講者のべ485件)</p> <p>上記に加え、毒物劇物営業者の施設への立入調査等を実施(239件)。違法状態があった場合、是正を求め、法令遵守を指導。(13件)</p>	取組み実績は左記のとおり	①	健康医療部	<p>毒物劇物営業者の施設への立入調査等を実施(約300件)。違法状態があった場合、是正を求め、法令遵守を徹底。</p>	左記の取組みの達成状況をR3年度末に評価	Ⅱ
Ⅱ	73	遺体対策	<p>○「大阪府広域火葬計画」に基づき、地震発生後に多数の犠牲者が発生した場合に備え、亡くなられた方の尊厳を確保した遺体の処理、火葬等が行えるよう、集中取組期間中に、市町村において、ご遺体の保存に必要な資材の調達、輸送手段の確保等の必要な措置の検討及びそれらの措置に関する葬祭関係団体との広域的な援助協定締結等を働きかける。</p>	<p>前年までに引き続き、市町村担当部局との連携を確認、広域火葬体制の確保に努める。</p>	左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価	市町村担当部局との連携、緊急連絡体制の確認を実施した。	取組み実績は左記のとおり	①	健康医療部	<p>前年までに引き続き、市町村担当部局との連携を確認、広域火葬体制の確保に努める。</p>	左記の取組みの達成状況をR3年度末に評価	Ⅳ
Ⅱ	74	愛護動物の救護	<p>○地震発生後に、飼いがわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護等を図るため、市町村や大阪府獣医師会等の関係団体と協力し、集中取組期間中にVMAT（災害派遣獣医療チーム）等が動物救護活動を行うためのマニュアルを整備するとともに、他府県市との広域連携体制の構築を図る。</p> <p>○また、保護した被災動物の避難所設置を市町村に促すなど、動物救護施設の確保にも努める。</p>	<p>①新たに中核市となる吹田市に災害時等動物救護本部への参画を要請。</p> <p>②災害時等動物救護本部を構成する各団体間で、救護本部の運営や活動マニュアルについて適宜意見交換を行う。</p> <p>③危機管理室とも連携し、各市町村に同行避難可能な避難所設置を促していく。</p>	左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価	<p>①今年度新たに中核市となった吹田市を災害時等動物救護本部の構成員として加え、令和2年6月18日に大阪府災害時等動物救護本部設置要領を改正した。</p> <p>②大阪府災害時等動物救護本部構成団体間で、連絡体制について意見交換を行い、令和2年8月11日に緊急時連絡表の修正を行った。</p> <p>③危機管理室と連携し、府内各市町村の危機管理事務局が参加する、令和2年度第2回市町村意見交換会にて、避難所へのペット動物同行避難について情報提供を行い、同行避難可能な避難所設置を各市町村に促した。</p>	取組み実績は左記のとおり	①	環境農林水産部	<p>①災害時等動物救護本部を構成する各団体間で、救護本部の運営や活動マニュアルについて適宜意見交換を行う。</p> <p>②危機管理室とも連携し、各市町村に同行避難可能な避難所設置を促していく。</p> <p>③大規模災害に備え、広域的な協力体制の整備を図るため、近隣府県との情報交換や情報収集に取り組む。</p>	左記の取組みの達成状況をR3年度末に評価	Ⅱ



# 新・大阪府地震防災アクションプラン 進捗管理 (PDCA) シート

## 【ミッションⅢ】「大都市・大阪」の府民生活と経済の、迅速な回復のための、復旧復興対策

- ① 概ね計画どおりに進んでいる
- ② 計画通りに進んでいない
- ③ 新型コロナウイルス対応により影響を受けたアクション

No. 重点	アクション名	内 容 (新APより抜粋)	令和 2 年度の目標		令和 2 年度の実績		進捗 評価	担当部署	令和 3 年度取組み		分類
			取組み指標	取組み指標	取組み指標	取組み指標			取組み指標	取組み指標	
Ⅲ 75	災害ボランティアの充実と連携強化	○地震発生後、被災者支援等に活躍いただけるボランティアのマンパワーを事前に確保するため、現在実施中の登録制度を市町村との協働により拡大する。 ○また、大阪府社会福祉協議会や各市町村社会福祉協議会、大学等との連携により、若者世代を中心に登録者数増加に向けた取組みを進め、集中取組期間中に登録者数の大幅増加を図る。 ○ボランティア自身の安全を含め、適切に活動を行って頂けるよう、府社協等と連携して、ボランティアコーディネーターの育成や個人のスキルアップのための研修実施など、マンパワーの実効性向上のための取組みを強化する。 ○また、ボランティア活動希望者に活動ニーズ等が速やかに伝達できるよう、メール登録制度やポータルサイトの立上げ等、ボランティア向けの情報発信を強化する。	大阪府社会福祉協議会と連携し、「災害ボランティアコーディネーター」の研修会を開催するとともに、市町村ボランティアセンターの運営に関わる職員の確保及び質の向上を図る。	左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価	今年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、「災害ボランティアコーディネーター」の研修会は開催できなかった。 ※市町村社協職員向けの「災害ボランティアセンター運営支援者研修」を実施し、円滑な災害ボランティアセンターの運営に向けた取組みを進めるとともに、大阪府災害活動連携会議やおおさか災害支援ネットワーク定例会議等で意見交換を行った。	取組み実績は左記のとおり	③	危機管理室	大阪府災害活動連携会議における意見交換会等において、更なる連携強化を図る。 また、大阪府社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアに関する研修会等を開催するとともに、市町村ボランティアセンターの運営に関わる職員の確保及び質の向上を図る。	左記の取組みの達成状況をR3年度末に評価	Ⅱ
Ⅲ 76	災害廃棄物の適正処理	○速やかな生活基盤の回復や事業者の活動再開に不可欠な災害廃棄物等の早急かつ適正な処理を図るため、集中取組期間中に、市町村に対し、災害廃棄物等の仮置場の候補地、最終処分までの処理ルート等、市町村が予め検討しておくべき事項について技術的助言を行い、市町村における災害廃棄物処理体制の確保を働きかける。 ○また、府域での処理が困難な場合に備え、他府県と連携した広域的な処理体制の整備を図る。	○災害廃棄物の迅速な処理体制の構築が図れるよう市町村等に対して、必要な情報提供や助言等を実施 ○市町村等と連携して災害廃棄物処理に関する手順に係る図上演習等を実施	左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価	・市町村等と連携して研修等を3回実施。 ・市町村等に対し、国と連携して災害廃棄物処理計画策定等に関する支援を実施。	取組み実績は左記のとおり	①	環境農林水産部	・災害廃棄物の迅速な処理体制の構築が図れるよう市町村等に対して、必要な情報提供や助言等を実施【継続】 ・市町村等と連携して災害廃棄物処理に関する手順に係る研修等を実施【継続】	左記の取組みの達成状況をR3年度末に評価	Ⅳ
Ⅲ 77	応急仮設住宅の早期供給体制の整備	○被災者の避難生活を支援するため、被災者が恒久住宅に移行するまでに必要と見込まれる応急仮設住宅については、「建設型仮設住宅」において市町村と連携した建設候補地を確保するとともに、「借上型仮設住宅」においては平時より関連する民間団体との連携強化、仮設住宅となる民間住宅の借り上げ等により、その速やかな確保に向けた体制整備を行う。  <借上型仮設住宅> □大阪府災害時民間賃貸住宅借上制度をはじめ運用したため、市町村の関係部局及び民間関係団体の支那関係者への制度周知が不十分な点もあり、速やかな連携がとれなかった。大規模な災害発生時に備え、市町村や民間関係団体等との連携強化に努める。	<建設型仮設住宅> 協定締結3者との伝達訓練の実施 応急仮設住宅建設マニュアルの充実化  <借上型仮設住宅> 大阪府北部を震源とする地震での制度運用を踏まえ改訂した制度マニュアルを基に、民間関係団体主催の研修会及び市町村危機管理部局の会議等での制度周知を図るとともに、実際の災害時を想定した防災訓練を実施する。	左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価  左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価	<建設型仮設住宅> 協定締結3者との伝達訓練等の実施 9月(1月は中止) 全木協開催の木造応急仮設住宅講習会への参加 応急仮設住宅建設マニュアルの改訂  <借上型仮設住宅> ○令和2年9月4日の大阪880万人訓練の際に、協定締結団体と連携して情報伝達訓練を実施。 ○建築振興課が主催する令和2年9月15日に開催された令和2年第1回「宅地建物取引業者研修会」において宅建業者に対して制度説明を実施。	取組み実績は左記のとおり  取組み実績は左記のとおり	①	危機管理室  建築部  危機管理室  建築部	<建設型仮設住宅> 協定締結3者との伝達訓練の実施 応急仮設住宅建設マニュアルの充実化  <借上型仮設住宅> 大阪府災害時民間賃貸住宅借上制度マニュアルを基に、宅地建物取引業者向け研修会及び市町村危機管理部局の会議等での制度周知を図るとともに、実際の災害時を想定した防災訓練を実施する。	左記の取組みの達成状況をR3年度末に評価  左記の取組みの達成状況をR3年度末に評価	Ⅱ
Ⅲ 78	被災民間建築物・宅地の危険度判定体制の整備	○地震発生時に、余震等による被災建築物や宅地における二次被害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の養成、登録を進め、判定体制の充実を図る。 (R6年度までの目標) □被災建築物応急危険度判定士の登録者数は10,000人を確保。 □被災宅地危険度判定士の登録者数は1,000人確保を継続。  □近畿圏で整備している相互応援体制による判定士派遣の支援を受け、計画どおり判定を実施することができたが、今後の地震に備え判定体制のさらなる充実のため、判定士数の養成、登録を進め判定体制の充実、確保を図る。  <被災建築物応急危険度判定士の派遣・支援実績> 兵庫、京都、和歌山、福井、三重、徳島、滋賀、奈良、鳥取、民間建築団体、府内市町及び大阪府から派遣支援(派遣数855人) 被災宅地危険度判定士については、各市町にて実施。 ただし、島本町での判定においては大阪府からの派遣支援を実施。(他府県からの派遣支援は実施せず。)	①被災建築物応急危険度判定士要講習会(年7回)を講習受講者を増やす方策を検討のうえ実施することにより、必要登録者数の確保を進める。  ②被災宅地危険度判定士の登録者数の確保	①左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価  ②1,000人確保を継続	①被災建築物危険度判定士 ・講習会を6回開催(うち1回は、府内7か所の会場でライブ配信により実施)し、計380名を新規登録した。( )  ②被災宅地危険度判定士 ・被災宅地危険度判定士講習会を2回実施。 ・被災宅地危険度判定図上訓練を1回実施。	①新型コロナ感染症対策の観点から、講習会の定員を例年の3分の1で実施したため、例年より新規登録者数が減少した。  ②1,000人確保	①	建築部  建築部	①被災建築物危険度判定士要講習会(年7回)を講習受講者を増やす方策を検討のうえ実施することにより、必要登録者数の確保を進める。  ②被災宅地危険度判定士の登録者数の確保	①左記の取組みの達成状況をR3年度末に評価  ②1,000人確保を継続	Ⅰ
Ⅲ 79	中小企業に対する事業継続計画(BCP)及び事業継続マネジメント(BCM)の取組み支援	○地震発生後に中小企業における中核事業の維持や早期復旧が可能となるよう、地域経済団体と連携したBCPの策定支援やセミナーの開催等の支援策を充実させる。 ○集中取組期間中に中小企業組合等と連携したセミナーの開催等の啓発事業を展開し、中小企業の主体的なBCP/BCMへの取組みを促進する。  □経済団体と連携し、更にBCP策定促進による災害対応力の強化を行うため、経済団体と連携した更なるBCP策定支援策を実施する。	①BCP普及啓発セミナー・ワークショップ等の開催(小規模補助金事業：府商工会連合会、商工会・商工会議所実施) ②コンサルタント等の専門家によるBCP策定支援の実施(小規模補助金事業：府商工会連合会実施) ③中小企業組合等に対するBCP普及啓発セミナー、策定ワークショップの開催 ④民間企業等との連携による普及啓発 ⑤大阪府オリジナル超簡易版BCP「これだけは！」シートの策定方法動画公開 ⑥近畿経済産業局との連携協定に基づくBCP大阪府スタイルの普及推進	左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価	①BCP普及啓発セミナー・ワークショップ等の開催(小規模補助金事業：府商工会連合会、商工会・商工会議所実施) 32回、592名 ②コンサルタント等の専門家によるBCP策定支援の実施(小規模補助金事業：府商工会連合会実施) 90社 ③中小企業組合等に対するBCP普及啓発セミナー、策定ワークショップの開催 BCP策定支援 9団体 ④民間企業等との連携による普及啓発 1)三井住友海上火災保険(株)との連携協定に基づくセミナーの開催 1回、30名 2)大阪府中小企業団体中央会組合 1回 60名 3)大阪信用金庫・堺商工会議所 1回、4名 4)せんば適塾 1回 5)その他(近畿財務局、近畿経済産業局、大阪労働局、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県) 1回、73名 6)その他(MOBIO(ものづくりビジネスセンター大阪)) 1回24名 ⑤大阪府オリジナル「超簡易版BCP「これだけは！」シート(主に自然災害対策版)」の策定方法動画公開 ⑥近畿経済産業局との連携協定に基づくBCP策定大阪府スタイルの普及推進(④-3再掲) ・1回(4名) ⑦大阪府オリジナル「超簡易版BCP「これだけは！」シート(新型コロナウイルス感染症対策版)」の公開 ⑧中小企業における新型コロナウイルス感染症対策動画の公開	取組み実績は左記のとおり	①	商工労働部  危機管理室  商工労働部  危機管理室	①BCP普及啓発セミナー・ワークショップ等の開催 ②コンサルタント等の専門家によるBCP策定支援の実施(小規模補助金事業：府商工会連合会実施) ③中小企業組合等に対するBCP普及啓発セミナー、策定ワークショップの開催 ④民間企業等との連携による普及啓発 ⑤近畿経済産業局との連携協定に基づくBCP大阪府スタイルの普及推進	左記の取組みの達成状況をR3年度末に評価	Ⅰ

# 新・大阪府地震防災アクションプラン 進捗管理 (PDCA) シート

## 【ミッションⅢ】「大都市・大阪」の府民生活と経済の、迅速な回復のための、復旧復興対策

- ① 概ね計画どおりに進んでいる
- ② 計画通りに進んでいない
- ③ 新型コロナウイルス対応により影響を受けたアクション

No. 重点	アクション名	内容 (新APより抜粋)	令和2年度の目標		令和2年度の実績		進捗評価	担当部署	令和3年度の取組み		分類		
			取組み指標	取組み指標	取組み指標	取組み指標			取組み指標	取組み指標			
Ⅲ 80	災害復旧に向けた体制の充実	○被災したまちを迅速に再建・回復できるようにするため、集中取組期間中に、以下の復旧に向けた体制について再点検を行い、充実を図る。 □公共土木施設等の速やかな復旧 □府有建築物等の速やかな復旧 □被災農地等の早期復旧支援	農業用ため池の管理及び保全に関する法律の施行に伴い、国、市町村等との連携も含めた災害情報伝達訓練を行い、体制の再点検を行う。	左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価	コロナ禍の影響から、国・府のみでため池防災支援システムを活用した災害情報伝達訓練を行った。	取組実績は左記のとおり	①	環境農林水産部	農業用ため池の管理及び保全に関する法律の施行に伴い、国、市町村等との連携も含めた災害情報伝達訓練を行い、体制の再点検を行う。	左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価	Ⅱ		
Ⅲ 81	生活再建、事業再開等の関連情報の提供	○地震発生後に被災者の生活を迅速に再建・回復できるようにするため、以下の被災者支援や中小企業者の復興に向けた支援について、適切な措置を講じるための関係機関との連携・協力体制を確保、点検しておく。 1) 被災者生活再建支援金の支給 □被災者に対して、被災者生活再建支援制度に基づき支援金を支給し、その生活の再建を支援する。 2) 雇用機会の確保 □国の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、求職者等に対する被災地域の実情に応じた雇用確保に努める。 3) 中小企業に対する災害時の金融支援措置 □中小企業信用保証法の特別措置など国の信用補完制度における対応を踏まえ、災害により被害を受けた中小企業者の復興を支援するために適切な措置を講じる。 4) 被災農林漁業者の経営支援 □地震災害で経営が悪化した農林水産事業者を支援するため、国の施策とも連携しながら、資金融資を行う金融機関に対し、利子補給を行う。また、災害時に活用出来る各種資金の制度を周知する。 5) 住宅の供給 被災者が安定した生活を送れるよう、集中取組期間中に応急住宅の状況、民間賃貸住宅の状況、住宅補修、住宅関連資金融資等、住宅関連情報を的確に提供するための体制整備を図る。 ○今後起こる南海トラフ地震など、大規模災害により被災した、住家、農家、中小企業等の復興に向けた支援施策・制度等の情報を、的確に提供するため、情報提供体制の強化を図る。	①研修等を通じて、関係機関に対して被災者生活再建支援制度等を周知する。 ②研修・訓練の実施等を通じて、OSAKAしごとフィールドのBCP推進体制を整備し、職員の意識向上及び対応力向上を図る。また、訓練による検証（点検、課題整理、改善方法の検討等）やフィールド及び連携機関等との情報共有により、OSAKAしごとフィールドの業務継続計画の持続的な改善に努める。 ④制度資金説明会等において関係職員・団体へ災害時に活用できる農林漁業者の支援に関する各種支援制度を周知する。	左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価  左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価	・市町村に対し災害救助法、住家の被害認定調査について研修を実施。制度の内容について確認、周知を実施。  OSAKAしごとフィールドの業務継続計画に基づき、国の対策と連携した就業支援体制の早期確保ができるよう、非常時優先業務等の周知徹底を図った。	取組実績は左記のとおり  取組実績は左記のとおり	①	危機管理室  商工労働部  環境農林水産部  建築部	研修等を通じて、関係機関に対して被災者生活再建支援制度等を周知する。  ②研修・訓練の実施等を通じて、OSAKAしごとフィールドのBCP推進体制を整備し、職員の意識向上及び対応力向上を図る。また、訓練による検証（点検、課題整理、改善方法の検討等）やフィールド及び連携機関等との情報共有により、OSAKAしごとフィールドの業務継続計画の持続的な改善に努める。  ④制度資金説明会等において関係職員・団体へ災害時に活用できる農林漁業者の支援に関する各種支援制度を周知する。	左記の取組みの達成状況をR3年度末に評価  左記の取組みの達成状況をR3年度末に評価  左記の取組みの達成状況をR3年度末に評価	・1回以上実施 ・1回以上実施  ・部地震災害時初期体制マニュアルの見直しを行った。 ・訓練事前準備時に、住まい情報提供室の迅速な設置に向けて関係部局間で協議を行った。	・1回以上実施 ・1回以上実施	Ⅱ
Ⅲ 82	大阪府復興計画策定マニュアル(案)の作成・充実	○被災者の生活、被災したまちを迅速に再建・回復するため、集中取組期間中に、復興計画(注)策定の手順等を取りまとめたマニュアルを事前に作成しておく。 ○引き続きマニュアル(案)の充実を図る。	組織改編等を踏まえ、大阪府復興計画策定マニュアルの改訂を行う。	左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価	組織改編等を踏まえ、大阪府復興計画策定マニュアル(案)の改訂を行った。	取組実績は左記のとおり	①	政策企画部	組織改編等を踏まえ、大阪府復興計画策定マニュアルの改訂を行う。	左記の取組みの達成状況をR3年度末に評価	Ⅱ		
Ⅲ 83	大阪府震災復興都市づくりガイドラインの改訂	○迅速な復興まちづくりを進めるため、震災復興都市づくりに携わる都市計画実務担当者の手引である「大阪府震災復興都市づくりガイドライン(H17策定、H26改訂)」を市町村へ周知するとともに、防災訓練や研修会等を通じて、府、市町村双方の復興に関する手続きの習熟を図る。	引き続き、講演会の実施などにより市町村における事前復興の機運を高めるとともに、大規模な地震災害からの迅速かつ円滑な復興都市づくりに向けて、図上訓練での復興手続きの実践などを通じて、ガイドラインに示した行動手順の習熟と改善点の抽出に取り組む。	左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価	・都市防災推進協議会において、事前復興の取組みへの交付対象事業拡充について国への要望活動を実施(8/7) ・市町村とのワーキングにより取組みを推進 9/8、11/27、3/18 計3回のワーキングを実施 第1回ワーキング：「大阪府震災復興都市づくりガイドライン」の内容確認 第2回ワーキング：復興都市づくりの図上訓練の進め方検討 第3回ワーキング：復興都市づくりの図上訓練を実施 大規模な地震災害からの迅速かつ円滑な復興都市づくりに向けて、図上訓練での復興手続きの実践などを通じて、ガイドラインに示した行動手順の習熟と改善点の抽出に取り組んだ。	取組み実績は左記のとおり	①	都市整備部	引き続き、ワーキングの実施などにより、市町村等に対して事前復興に関する情報発信に努めるとともに、大規模な地震災害からの迅速かつ円滑な復興都市づくりに向けて、図上訓練での復興手続きの実践などを通じて、ガイドラインに示した行動手順の習熟と改善点の抽出に取り組む。	左記の取組みの達成状況をR3年度末に評価	Ⅱ		
Ⅲ 84	復旧資機材の調達・確保	○被災者の生活、被災したまちを円滑かつ迅速に再建・回復するため、集中取組期間中に復旧資機材(建設資材、木材、機械)の調達・あっ旋に向けた関係機関との連携体制の確保を図る。	引き続き、関係機関との連携を図り、確固たる体制を確立するよう取り組んでいく。	左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価	関係機関と木材(素材)の供給量について調査を実施した(1回)。	取組み実績は左記のとおり	①	環境農林水産部	引き続き、関係機関との連携を図り体制を確立するよう取り組んでいく。	左記の取組みの達成状況をR3年度末に評価	Ⅱ		
Ⅲ 85	特定大規模災害からの復旧事業に係る府の代行	○円滑かつ迅速な復興のため、集中取組期間中に特定大規模災害における市町村の復旧事業に係る府の代行手続きをあらかじめ定める。	国による代行手続きの事例等を収集しながら、府の代行手続きの設定に向け、課題整理を実施。	左記の取組みの達成状況をR2年度末に評価	国による代行手続きの事例等を収集確認した。	取組み実績は左記のとおり	①	全部局	国による代行手続きの事例等を収集しながら、府の代行手続きの設定に向け、課題整理を実施。	左記の取組みの達成状況をR3年度末に評価	Ⅱ		
Ⅲ 86	地籍調査の推進	○被災者の生活、被災したまちを円滑かつ迅速に再建・回復するため、とりわけ南海トラフ巨大地震により建物全壊被害が想定される地域において、道路やライフラインの復旧、まちの復興の基礎となる現地復元性のある地図の整備に向けた、官民境界等先行調査の実施を市町村に働きかける。	○「大阪府の地籍調査促進戦略2020」を策定 ○市町村へ向けて官民境界等先行調査の実施を促進	107km2/約123km2(R1) ⇒約112km2/約123km2(R2)	○「大阪府の地籍調査促進戦略2020」を令和2年9月に策定した。 ○市町村へ向けて官民境界等先行調査の実施を促進	約108km2/約123km2(R2見込み)	②	環境農林水産部	○市町村へ向けて官民境界等先行調査の実施を促進 ○対象市町へ津波浸水想定区域における官民境界等先行調査の実施を促進	108km2/約123km2(R2) ⇒約111km2/約123km2(R3)	Ⅰ		



新・大阪府地震防災アクションプラン 進捗管理（PDCA）シート

府の行政機能の維持

- ① 概ね計画どおりに進んでいる
- ② 計画通りに進んでいない
- ③ 新型コロナウイルス対応により影響を受けたアクション

No.	アクション名	内 容（新APより抜粋）	令和2年度の目標	令和2年度の実績	進捗評価	担当部署	令和3年度の取組み	分類
87	大阪府の初動体制の運用・改善	<p>○南海トラフ巨大地震等を想定し、事前防災体制の確保から発生後の初期段階の対応方針を定めた、「大阪府災害等応急対策実施要領」をH26年度に改訂したが、東日本大震災を教訓とした避難生活の長期化への対応も視野に入れ、発災直後から時系列・ステージ年毎に即した対応とその目標を定めた実施要領として、今後運用していく。</p> <p>○地震発生後も、府庁として必要な行政機能の維持と府民サービスに努めるため、業務資源の変更等に応じて、府庁BCP（業務継続計画）を改訂し、運用していくとともに、BCPの職員への周知や定期的な訓練等を実施し、職員の意識向上を図る。</p> <p>・大阪府は、大阪北部を震源とする地震において、市町村の被害状況を把握・支援を行うために、発災当日に先遣隊を派遣、その後現地情報連絡員（リエゾン）の派遣など、迅速に人的支援を行い一定の機能は果たしたが、南海トラフ地震等の広域的な災害を想定し、被災地への支援等、活動体制の強化を行うため、庁内の人的支援要員の把握や、交通機関の途絶や職員自身の被災などにより、参集が難しい職員が多数想定される場合にも備えるため、全庁体制による迅速な初動体制の確保を進める。</p> <p>・災害時には危機管理部局だけでなく、全庁による災害対応体制がスムーズに取れるよう、あらかじめ職員の理解が必要である。訓練等を通じて職員への周知を図り、非常時優先業務の対応能力の向上を図るとともに、BCPをより実効性のあるものにするため、非常時優先業務などBCPの点検を実施する。</p> <p>○今後の災害に備え、府民自らが判断し行動がとれるよう、災害情報を集約・整理を行い、様々な事業者と連携・協力のあるSNSなどあらゆるツールを活用して発信するような情報マネジメントの強化を図る。</p>	<p>○地震発生後も、府庁として必要な行政機能の維持と府民サービスに努めるため、業務資源の変更等に応じて、府庁BCPを改訂し、運用していくとともに、BCPの職員への周知や定期的な訓練等を実施し、職員の意識向上を図る。</p> <p>・災害時には危機管理部局だけでなく、全庁による災害対応体制がスムーズに取れるよう、あらかじめ職員の理解が必要である。訓練等を通じて職員への周知を図り、非常時優先業務の対応能力の向上を図るとともに、BCPをより実効性のあるものにするため、非常時優先業務などBCPの点検を実施する。</p>	<p>①代替勤務スペース移転訓練を実施予定であったが、新型コロナウイルスの影響により中止となった。 ※発災後3日間に対応した職員用備蓄を確保するとともに個人用備蓄の確保を呼びかけた。</p> <p>②新規採用職員研修等でBCPを説明するなど、災害対応力の向上を図った。</p>	③	全部局  全部局	<p>○地震発生後も、府庁として必要な行政機能の維持と府民サービスに努めるため、業務資源の変更等に応じて、府庁BCPを改訂し、運用していくとともに、BCPの職員への周知や定期的な訓練等を実施し、職員の意識向上を図る。</p> <p>・災害時には危機管理部局だけでなく、全庁による災害対応体制がスムーズに取れるよう、あらかじめ職員の理解が必要である。訓練等を通じて職員への周知を図り、非常時優先業務の対応能力の向上を図るとともに、BCPをより実効性のあるものにするため、非常時優先業務などBCPの点検を実施する。</p>	II
88	大阪府防災行政無線による迅速・的確な情報連絡体制確保	<p>○地震発生後に、既設回線が被害を受けた場合でも、必要な防災情報を迅速かつ確の収集、共有し、応急災害対策活動に活用できるように、H26年度に再整備が完了した大阪府防災行政無線を最大限に活用し、その適切な運用により、府、市町村、防災関係機関相互の迅速・確実な情報連絡及び行政連携体制を確保する。</p>	<p>○防災行政無線設備の正常な機能を維持するため、保守点検を行い、情報連絡体制を確保する。</p>	<p>○防災行政無線設備について、適切に保守点検を行い、情報連絡体制を確保した。</p>	①	危機管理室	<p>○防災行政無線設備の正常な機能を維持するため、保守点検を行い、情報連絡体制を確保する。</p>	II
89	災害時の府民への広報体制の整備・充実	<p>○地震発生後に、府民が必要とする防災情報を伝えるため、プレスセンターを開設する等、府政記者会加盟社をはじめとする各報道機関と締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、協力・連携体制を強化する。あわせて、被災者の方々の生活支援に必要な情報を提供できるよう、迅速・的確な広報活動に向け、広報体制の充実を図る。</p> <p>□大阪府北部を震源とする地震では、鉄道が軒並み運行を見合わせられたため、駅閉止発生し、運航停止状況や復旧の目途など、情報発信に支障が生じ、主要駅を中心に利用者の滞留や混乱が見られたため、鉄道利用者への情報発信の充実・強化を行うことや、災害に対する基礎知識、経験のない訪日外国人等が、交通情報等必要な情報を入力することで混乱が生じていたため、訪日外国人の視点に立った多言語対応による情報発信を行う。</p> <p>□災害対応初期期の行政間、特に市町村から避難所への情報伝達に十分でなかったため、避難所への情報提供方法の検討を行う。</p>	<p>○災害時に迅速に情報発信が行えるよう災害時情報発信訓練（緊急情報トップページへの切替、SNSで発信等）を実施</p> <p>○災害時情報発信について関係部局と協議</p> <p>○H30年度に府HPに導入した自動翻訳機能サービスを引き続き実施</p>	<p>○災害情報発信について関係部局と協議</p> <p>○ホームページを多言語に対応するための自動翻訳サービスを引き続き契約</p>	①	危機管理室 政策企画部 府民文化部	<p>○災害時に迅速に情報発信が行えるよう災害情報発信訓練（緊急情報トップページへの切替、SNSで発信等）を実施</p> <p>○災害情報発信について関係部局と協議</p> <p>○ホームページを多言語に対応するための自動翻訳サービスを引き続き契約</p> <p>○文法的な精度の向上、文章として自然な翻訳を目的として、令和3年8月よりAIエンジン搭載の自動翻訳サービスへ切り替えを実施。これまで以上に正確で迅速な情報提供を行う。（令和3年8月18日現在、英語と中国語（簡体字）のみ。）</p>	II
90	都府県市間相互連携体制の確立・強化	<p>○地震発生時に、近畿2府7県・関西広域連合、全国知事会の広域応援協定、関西広域連合と9都府県、九州地方知事会、中国地方知事会、四国知事会との応援協定等に基づき相互応援が円滑に行われ、府民の救助救護、被災者支援に厚みある活動が行えるよう、都府県市間の連携を強化する。</p> <p>□今回の地震は、出勤時間帯に発生したことから、また府県域を超えて通勤・通学している人が多く、影響が広域に及んだ。広域連合をはじめ鉄道事業者など、広域連携による帰宅困難者対策の取組を推進する。</p>	<p>引き続き、関西広域連合において策定された「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」に沿って、防災訓練に参加するなどの帰宅困難者対策に取り組んでいく。</p>	<p>帰宅困難者対策として以下の取組みを実施した。</p> <p>①一斉帰宅の抑制については、啓発動画を活用し、協定締結企業等との連携により企業に働きかけを行った。</p> <p>②防災イベントにおいて超簡易版BCPのパネルを展示し、事業者に働きかけた。</p> <p>③帰宅支援については、関西広域連合の協議会において令和元年度に作成したガイドラインに基づき、訓練を実施することとしたが、コロナ禍により訓練は中止。</p> <p>④大阪市のターミナルでの混乱防止策を検討する協議会に参加し、協議会の取組状況等の情報収集のほか、大阪府の取組みの周知を行った。また、府市の危機管理部局、観光部局が連携し、災害時における旅行者の受入れ等に関する協定を締結した。</p>	①	危機管理室	<p>帰宅困難者対策として以下の取組みを実施する。</p> <p>①一斉帰宅の抑制については、啓発動画を活用し、経済団体や協定締結企業等との連携や防災講演等により企業に働きかけていく。</p> <p>②超簡易版BCPを引き続き事業者に働きかける。</p> <p>③帰宅支援については、関西広域連合の協議会において訓練を実施するとともに支援体制の充実を図る。</p> <p>④ターミナルの混乱防止については、大阪市の協議会等に参画し、オフィスビルや商業施設等の管理者に一時滞在施設の提供を働きかける。</p>	II
91	健康危機発生時における近畿府県地方衛生研究所の相互協力体制の強化	<p>○地震発生後に府内での感染症、食中毒等の健康危機に府及び大阪市からの要求に応じ地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所（以下「大安研」という。）が迅速かつ必要な対応を取るとともに、府のみでは対応が困難な場合に備え、近畿府県における地方衛生研究所との相互協力体制を確立、強化する。</p>	<p>①地方衛生研究所全国協議会近畿支部が実施する健康危機模擬訓練を通じ、近畿府県地方衛生研究所との相互協力体制を確認する。</p> <p>②新型コロナウイルス感染症の発生・流行に関しては、昨年度から引き続き近畿府県地方衛生研究所間で連携して、検査など協力していく。</p>	<p>「地方衛生研究所全国協議会近畿支部総会（年3回）」及び「地方衛生研究所全国協議会近畿ブロック会議（年2回）」へ参加した。これらの会議において、地方衛生研究所の連絡窓口リストを更新するなど健康危機発生時における協力体制を確認するとともに、各地研における新型コロナウイルス感染症の検査への対応状況など情報及び意見交換した。</p>	①	健康医療部	<p>①地方衛生研究所全国協議会近畿支部が実施する健康危機模擬訓練を通じ、近畿府県地方衛生研究所との相互協力体制を確認する。</p> <p>②新型コロナウイルス感染症の発生・流行に関しては、昨年度から引き続き近畿府県地方衛生研究所間で連携して、検査など協力していく。</p>	IV
92	発災時における地域の安全の確保	<p>○地震発生後に懸念される各種犯罪の予防、検挙に努めるとともに、被災家庭、避難所等への訪問活動を実施する。</p> <p>□被災地及びその周辺において、警戒活動を実施する。</p> <p>□ヘルメット等を効果的に運用し、被災情報の収集、被災者の捜索救出や物資等の空輸及び二次災害防止に向けた広報活動を実施する。</p> <p>□被災者等からの意見・要望の把握、災害に便乗した犯罪の被害防止に関する情報等、地域安全情報の提供を行い、地域の安全を確保する。</p>	<p>有事に備え引き続き体制を確保するとともに、個々の対処能力の向上に努める。</p>	<p>大阪府下において地震発生に関して活動実績なし。</p>	①	警察本部	<p>○ヘルメット等の運用による情報収集、部隊等輸送能力の強化</p> <p>○災害に備えたコミュニティ活動との平素からの連携強化</p> <p>○災害に便乗した犯罪等の被害防止に関する啓発広報活動の拡充</p> <p>○災害危険箇所の把握</p>	II
93	緊急消防援助隊受入れ・市町村消防の広域化の推進	<p>○地震発生後に、府民の救出救助活動に従事する市町村消防の体制を強化するため、国（消防庁）の支援による、全国からの緊急消防援助隊（注1）について、府内代表機関である大阪市消防局との密接な連携により、その受入体制の確保に万全を期す。</p> <p>○また、いわゆるハイパーレスキュー隊（注2）について、府内において、専任体制の確保や資機材等の充実強化が図れるよう、国に強く求めていく。</p> <p>○また、府内の消防力強化に向けて、「大阪府消防広域化推進計画」を踏まえた対象市町村の広域消防運営計画の策定を促進するほか、様々な形で広域化を研究する。</p> <p>□広域消防相互応援を円滑かつ効果的に行うことができる災害発生状況や消防活動状況の情報収集に課題があった。応援要否の判断などに活用できるような情報共有体制の確立のために、可能な手法の検討を進める必要がある。</p>	<p>○消防応援活動調整本部のマニュアルについては、訓練等を通じて必要に応じ見直しを図る。</p> <p>○「大阪府緊急消防援助隊受援計画」に基づき、代表消防機関である大阪市消防局と連携し、緊急消防援助隊の受入体制の充実強化を図る。</p> <p>○広域化や市町村間の連携協力の機運醸成が図られた市町村において、順次、消防広域化や市町村間の連携協力を実現するため、協議・調整を図る。</p> <p>○府内消防本部における受援計画が未策定の消防本部に対し、計画策定の働きかけを実施。</p>	<p>○消防応援活動調整本部のマニュアルについては、訓練等を通じて見直しを図り修正した。</p> <p>○「大阪府消防広域化推進計画」に基づき、府内消防本部における消防広域化や連携協力への協議、調整を行った結果、岸和田市と忠岡町における指令車の連携協力が開始された。</p>	①	危機管理室	<p>○消防応援活動調整本部のマニュアルについては、訓練等を通じて必要に応じ見直しを図る。</p> <p>○「大阪府緊急消防援助隊受援計画」に基づき、代表消防機関である大阪市消防局と連携し、緊急消防援助隊の受入体制の充実強化を図る。</p> <p>○府内の消防力強化に向けて、「大阪府消防広域化推進計画」を踏まえた対象市町村の広域消防運営計画の策定を促進するほか、様々な形で広域化を研究する。</p>	II
94	救急救命士の養成・能力向上	<p>○地震発生時に救急救命活動を的確に行う体制を強化するため、市町村が必要とする救急救命士を計画的に養成するとともに、消防庁の指針に基づき、その能力向上を図る。また、救急業務全体の質の向上のため指導救命士を早急に養成し、維持する。</p>	<p>○大規模災害に多数発生するクラッシュ症候群に対応できる救急救命士を計画的に養成するとともに、救急業務全体の質の向上のため、指導救命士を養成する。</p>	<p>○大規模災害に多数発生するクラッシュ症候群に対応できる救急救命士を97名養成</p> <p>○指導救命士を30名養成予定であったが、新型コロナウイルス感染症蔓延の影響を受け、養成課程が中止となり養成できず。（府内救急救命士有資格者数：1,520名（R2.4.1現在））</p>	③	危機管理室	<p>○救急救命士の計画的な養成を継続するとともに、救急業務全体の質の向上のため、指導救命士を養成し、大規模災害時の対応訓練を日常的に行えるような体制の構築を行う。</p>	II
95	救出救助活動体制の充実・強化	<p>○地震発生時に効果的な救出救助活動を行うため、救出救助活動に必要な装備を充実するとともに、迅速な初動活動を確立し、被災者の救出救助活動にあたる。</p> <p>○地震発生時における救出救助技術の向上のため、各種訓練を行う。</p>	<p>有事に備え引き続き体制を確保し、災害現場での対処能力の向上に努めるとともに災害関連資材の拡充に努める。</p>	<p>自然災害による大阪府下での救出救助派遣実績はないものの、他府県における救助派遣活動を実施。救出救助技術向上訓練を実施。</p>	①	警察本部	<p>○救出救助活動に必要な装備資材を充実するとともに、迅速な初動体制を確立し、被災者の救出救助活動にあたる。</p> <p>○地震発生時における救出救助技術の向上のため、各種訓練を行う。</p>	II
96	災害対策本部要員の訓練・スキルアップ	<p>○災害対策本部等に係る業務にあたる職員（防災要員）や市町村その他の場所に派遣され災害対策にあたる職員（緊急防災推進員）が地震発生後に、迅速かつ確実な応急災害対策活動を行えるよう、研修や訓練を行い、災害対応に対する意識や能力の向上を図る。</p>	<p>・基礎研修、災害対策本部事務局員研修のほか、土木事務所において研修を実施</p> <p>・1月の訓練でスキルアップを図る</p>	<p>・9月に基礎研修、12月に災害対策本部事務局員研修のほか、土木事務所において研修を実施</p>	①	危機管理室	<p>・基礎研修、災害対策本部事務局員研修のほか、土木事務所において研修を実施</p> <p>・1月の訓練でスキルアップを図る</p>	IV
97	発災後の緊急時における財務処理体制の確保	<p>○地震発生後に、停電等が発生した場合においても、緊急を要する支払等の財務処理が行えるよう、訓練等を通じて実効性を確保しておく。</p>	<p>○大阪府が実施する地震等災害対策訓練時に、緊急時における財務処理に係る訓練を実施する。</p>	<p>○令和2年度 大阪880万人訓練(9月)及び自主訓練(1月)において、緊急時の財務会計処理に係る訓練（緊急支払い及び指定金融機関送付用の府員の支払データ作成事務）を実施した。</p>	①	会計局	<p>○大阪府が実施する地震等災害対策訓練時に、緊急時における財務処理に係る訓練を実施する。</p>	II

新・大阪府地震防災アクションプラン 進捗管理（PDCA）シート

市町村の計画的な災害対策推進への支援

① 概ね計画どおりに進んでいる  
 ② 計画通りに進んでいない  
 ③ 新型コロナウイルス対応により影響を受けたアクション

シ リ ン ク	No.	アクション名	内 容（新APより抜粋）	令和2年度の目標	令和2年度の実績	進捗 評価	担当部局	令和3年度の取組み	分 類
市 町 村	98	市町村地域防災計画の 策定支援	○「災害対策基本法」に基づく法定計画であり、市町村における防災・災害対策の推進の基本となる「市町村地域防災計画」について、大阪府地域防災計画を反映した修正が行えるよう指導・助言および支援に努める。  □大阪府北部を震源とする地震などでは、市町村における初動体制の構築や災害対策本部の運営、避難所運営などで課題が見受けられたため、市町村自らの災害対応能力の強化を図るための方策の一つとして、市町村地域防災計画の改訂支援を行う。	○大阪府地域防災計画の修正に合わせて、修正のポイントを整理したチェックシートを作成し、修正内容が市町村地域防災計画に早期に反映されるよう修正を促す。 また、市町村地域防災計画の円滑な修正のため、情報提供・助言等を実施する。	①防災・災害対策の推進の基本となる市町村地域防災計画の修正等が効果的に進むように、大阪府地域防災計画を修正する度に修正のポイントを整理したチェックシートを作成。 ②市町村の地域防災計画の修正に対し、情報提供・助言等を実施 (地域防災計画の修正を行った市町村) 11 市町村	①	危機管理室  危機管理室	○大阪府地域防災計画の修正に合わせて、修正のポイントを整理したチェックシートを作成し、修正内容が市町村地域防災計画に早期に反映されるよう修正を促す。 また、市町村地域防災計画の円滑な修正のため、情報提供・助言等を実施する。	IV
市 町 村	99	地区防災計画の策定支援	○全市町村において、地域の自助・共助を推進するため、国が策定したガイドラインに基づき、地区防災計画等の策定が進むよう、先進事例の紹介や研修会の実施など支援する。	・地区防災計画等の策定が進むよう、先進事例の紹介や研修会の実施など支援する。	・府内市町村へ策定状況等の調査を実施した。 ・内閣府主催の地区防災計画作成支援研修（オンライン）について、市町村に参加を呼びかけ4市が参加した。	①	危機管理室	・地区防災計画等の策定が進むよう、先進事例の紹介や研修会の実施などにより支援する。	IV
市 町 村	100	地震災害に備えた 市町村に対する支援	○「南海トラフ地震防災対策の推進に関する特別措置法（H26.3）」に基づく、内閣総理大臣の推進地域の指定（府内42市町村）を踏まえ、同法に基づく推進計画を策定できる市町村に対し働きかけや支援を行う。 ○集中取組期間中には、「津波防災地域づくりに関する法律」により、知事が設定した津波浸水想定（平成25年8月19日設定）を管内を含む沿岸市町村の全てが推進計画を策定できるよう支援を行う。 ○地震発生後も市町村において、必要な行政機能の維持を図るため、市町村BCPの策定・充実等を支援する。 ○計画策定を含めた上記諸対策については、地域に根ざし住民と密着した基礎自治体である市町村の対策の立案・実行が必要であることから、府として様々な支援に努める。 ○とりわけ、津波襲来に伴う対策準備について、膨大かつ専門業務が必要な沿岸市町村に対し、その対策立案及び進捗を支援することで、府・市町村の連携強化や府内での取組みの均てん化を図るため、市町村から求めがある場合は、その緊要性に鑑み、府の専門人材の派遣を検討する。 ○庁舎の被災により、災害対応機能の不全や行政サービスの停滞が生じることの無いよう、市町村庁舎の耐震化を働きかける。  ・市町村における災害対応体制の強化のため以下の取組を実施 ①緊急防災推進員と市町村職員連携強化 ②市町村職員災害対応力強化 ③市町村受援計画策定支援 ④市町村応援体制の強化 ⑤避難行動要支援者支援に向けてe*ラフティ団体等と連携強化 ⑥「防災証明発行業務」の支援	○市町村BCPに関する取組み ・業務継続計画のうち、特に重要な6要素や受援計画の進捗状況及び非常用電源の確保状況を把握し、必要な対策を講じるよう府内市町村に働きかけを行う。	市町村を対象とした業務継続計画や非常用電源に関する調査を実施し、特に重要な6要素や受援計画の進捗状況及び非常用電源の確保状況を把握した上で、必要な対策を講じるよう府内市町村に働きかけを行った。  ③次年度に予定している市町村向け受援計画の策定手引書及びそのひな型の作成に向け、先行して手引書やひな型を作成している他県や府内の受援計画策定済の自治体へのヒアリング等を実施。 受援計画に関する市町村向け研修を開催し、外部講師を招いての講義及び府内で受援計画を策定済みの自治体の事例発表を行い、受援計画策定の必要性や策定する上での課題やポイントを共有した。 受援計画策定済の8市の協力を得て、その受援計画を府内全市町村に共有した。	①	危機管理室  危機管理室	市町村を対象とした業務継続計画や非常用電源に関する調査を実施し、特に重要な6要素や受援計画の進捗状況及び非常用電源の確保状況を把握した上で、必要な対策を講じるよう府内市町村に働きかけを行う。  ③応援職員を受け入れて実施する業務の整理や人的、物的支援の手順を府内市町村の意見も反映しながらとりまとめ、受援計画を策定するための手引書やひな型を作成する。 また、手引書及びひな型完成後、市町村向け説明会を開催し、受援計画の策定を促進する。	IV